

「長崎市中央部・臨海地域」

まちなかエリア整備計画【素案】

平成 26 年 1 月 29 日

長崎市・長崎県

# 目 次

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 第1章 重点エリアの整備に関する方針                  |      |
| 1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要    | P 1  |
| (1) 長崎が果たすべき役割                      | P 1  |
| (2) 整備の基本方針                         | P 2  |
| 2. 重点エリア(まちなか)指定の経緯                 | P 8  |
| (1) 重点エリア指定に至る主な経緯                  | P 8  |
| (2) 重点エリアの範囲                        | P 8  |
| (3) 重点エリア及び周辺の状況                    | P 10 |
| 第2章 重点エリア(まちなか)の土地利用に関する事項          |      |
| 1. 関連する他の計画等の状況                     | P 21 |
| (1) まちなか再生の基本方針                     | P 21 |
| (2) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例             | P 22 |
| (3) 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略           | P 26 |
| (4) 長崎市中央地区まちなか活性化基本計画              | P 27 |
| (5) 浜んまちエリアマネジメント事業                 | P 28 |
| (6) 唐人屋敷顕在化事業                       | P 29 |
| (7) 環長崎港地域アーバンデザインシステム              | P 29 |
| (8) ながさきデザイン会議                      | P 30 |
| 2. 重点エリア(まちなか)に関する課題                | P 31 |
| 3. 土地利用ゾーニング                        | P 33 |
| 第3章 重点エリア(まちなか)における都市基盤施設の整備等に関する事項 |      |
| 1. 都市の魅力の強化                         | P 34 |
| 2. 回遊性の充実                           | P 37 |
| 3. 国際ゲートウェイ機能の再構築                   | P 38 |
| 第4章 重点エリア(まちなか)の整備の主体及び時期に関する事項     |      |
| 1. 整備プログラム作成の基本方針                   | P 39 |
| 2. 短期整備プログラム                        | P 41 |
| 3. 中期整備プログラム                        | P 42 |
| 4. 長期整備プログラム                        | P 43 |
| 5. 整備計画平面図及び整備プログラム                 | P 44 |
| 第5章 計画の推進に向けて                       |      |
| 1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理              | P 46 |
| 2. 推進体制                             | P 46 |

## 第1章 重点エリアの整備に関する方針

### 1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要

#### (1) 長崎が果たすべき役割

##### 平和の発信地としての役割

平和学習、平和交流、講演会、イベント等により、被爆の実相を実際に見て、聞いて、学んでもらうなど、被爆地にしかできない取り組みを推進しており、国内外の幅広い年齢層の来訪者にゆっくり見てもらえる「平和の発信地」として整備を推進する。

##### 観光の発祥地としての役割

長崎の出島や世界遺産候補等の価値や祭り・人々の生活・食等の独特な文化の魅力をはじめ、風景と自然の魅力、産業都市としての魅力、平和都市としての魅力、国際都市としての魅力などが息づいている地域の多様な資源を更に磨き上げることが必要である。

そして、これらの資源を「長崎さるく」というまち歩き・まち体験を通して長崎の魅力を体感していただくことが必要である。

これにより、長崎にしかない歴史・文化を守るとともに、さらに発展させ世界中の人々に体験・実感してもらうことが観光の発祥地としての責務である。

##### 国際ゲートウェイとしての役割

県都としての陸のゲートウェイ（玄関口）、離島への海のゲートウェイ（玄関口）の機能としての役割や、東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や歴史を活かした東アジアへの海のゲートウェイ（玄関口）の機能としても重要な役割を担っている都市であり、観光立国推進の観点から、飛行機や新幹線を通じて東アジアと国内各地を繋げ、フライ&クルーズ、レール&クルーズの寄港地として国際ゲートウェイ機能を復活させることが長崎の役割である。

## (2) 整備の基本方針

### 地域の目指すべき姿

～「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」～

被爆地ナガサキは核兵器の非人道性を訴え、「核兵器廃絶」への願いを世界に発信し続けてきた。国際社会では、核兵器の非人道性が訴えられ、非合法化への努力を求める動きが活発化している。今後ヒロシマとも連携を図りながら、国際社会との交流をとおして被爆の実相を継承するなど「国際平和都市」として「核兵器のない世界」の実現に貢献していく。

観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に「観」せることにより、「国際観光文化都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。

長崎の活力の再生・向上を目指すためには、まちの魅力を磨き交流客を滞留させることが必要である。そのため、地域資源の充実と魅力向上が必要であり、二つの世界遺産候補など長崎特有の「歴史」「文化」等のこれまで活用されてきた資源をさらに磨き上げ、遺産の保全・再生や長崎にしかない魅力あるまち並みの形成を図るとともに、観光の新たな資源として産業、医療技術等もさらに磨き、新たな交流の推進を目指す。

国際観光文化都市に再生させるためには、人々が活動し、交流し、情報を発信する場とすることが必要である。そのため、MICE・集客・情報提供等の各種の都市機能の充実・強化を進め、安心・安全で快適な都市の魅力を再生・強化し交流推進と雇用確保を目指す。

まちなかでの居住を推進するため、暮らしに必要な機能の充実を図り、住む人にとっても魅力と活力のある都市を目指す。

環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進するため、太陽光などの新エネルギーの利用促進や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備など、低炭素型の都市を目指す。

防災に配慮した都市づくりを推進するため、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図り、安全・安心で快適な都市を目指す。

様々な地域資源や都市機能を有機的につなぐことにより観光地としての魅力、また居住地としての魅力を向上させることが不可欠であり、そのため、まち歩きを意識した回遊機能の強化により、安全・安心に歩くことができ、平和や歴史・文化を体感できる都市を目指す。

松が枝国際観光船ふ頭整備、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)整備等の広域交通機能の強化を大きなチャンスと捉え、その効果を最大化させることにより、東アジアからの誘客等、さらなる交流人口の拡大、経済波及効果を目指す。

国際ゲートウェイ(海外の玄関口)機能の再構築により、幅広い分野での新たな需要を創出し、これを牽引力にして新たなまちの賑わいを創出することでさらなる民間投資を誘発し、魅力と活力のあるまちづくりを目指す。

更に、ゲートウェイ(玄関口)機能の強化により、離島との利便性を強化し、交流人口の拡大による経済効果に繋げていくとともに、県全体への経済波及効果を目指す。

以上の取り組みを進めていくことにより、観光立国(ビジット・ジャパン)を牽引する都市として再生を図る。

## 目標年次

J R 長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業等の事業期間を考慮し、概ね 20 年後を想定する。

## 整備の目標・整備方針

3つの整備目標を推進するため、以下のように8つの整備方針を位置付け、開発と保全、ハード施策とソフト施策を行政と民間が一体となって、バランスよく総合的・一体的に進める。

### 目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

整備方針 MICE機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

### 目標 回遊性の充実

整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

### 目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

## 目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

原爆被爆者が高齢化し減少しつつあるなかで、原爆の悲惨さを伝え、平和の尊さと大切さを次世代に継承し、被爆の実相を広く後世に伝えることができるよう、若い世代も含めた人材育成を進める。

国連や日本政府、各国政府、都市、NGO等へ、平和アピールを繰り返し発信することにより、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う被爆地の思いを届ける。

平和市長会議をはじめ、あらゆる機会を通じ、世界各国のリーダーに長崎訪問を呼び掛け、世界の多くの人々が長崎を訪れ、核兵器による被爆の実相を知っていただく取り組みを進める。

長崎を訪れる多くの人々が被爆の実相を感じられるよう、原爆資料館を中心に、被爆都市長崎を象徴する平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存の取り組み等、関連施設の充実を図る。

## 整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

国内外の観光客を誘致するため、長崎特有の歴史・文化などの様々な地域資源をさらに磨き上げ見せる。

さるくガイドの育成の継続や「長崎歴史文化観光検定」を活用した人材育成の継続を働きかける。

二つの世界遺産候補や国指定史跡「出島和蘭商館跡」などの遺産の保存・活用を図る。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。

東アジア地域を中心とした外国人観光客の誘致を積極的に進めるため、商業、産業、医療技術等の分野を活用した都市の魅力を磨き、情報を発信し、新たな交流を推進する。

既存中心商店街などにおいて、一体的マネジメントによるまちの活性化及び中国をはじめとした外国人観光客をターゲットとした取り組みの推進や、長崎の歴史や文化を生かした食の魅力を発信する。

日本の近代化を推進してきた造船産業や環境・新エネルギー関連の世界トップクラスの技術力、長崎港内港地区の工場景観等の見学、観光と医療サービスをセットにしたパッケージツアーなど、新たな観光の検討を進める。

造船重機関連産業の技術力の人材育成や新産業に対応するための人材育成等の取り組みを推進する。

## 整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

山の上からのパノラマ、海から見上げたまちと緑と空のひろがり、まちから海・山への眺望など多様な長崎の大景観を保全・育成するため、緑の保全を図るとともに、眺望の確保に努める。また、稲佐山の魅力の向上を図るため、展望台、ロープウェイを含めた交通アクセスの整備を進める。

業務、商業、日常生活の都市活動が混在し、雑然としたまちなかを、都心居住の魅力として育成する。

出島、中華街、平和公園など、情緒ある界隈を保全し、特徴ある街並み景観を積極的に育成する。

市民・県民が環境美化意識を高め、地域住民によるボランティア清掃などにより生活環境の保全を図ることで、快適な生活を実現させる。また、これにより、交流客へのおもてなしに繋げていく。特に、たばこのポイ捨てなどの防止については、市民と連携して啓発を強化する。

長崎港を取り囲むすり鉢状の地形により、多方向から観賞できる夜間景観は世界新三大夜景の一つであることから、まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出するとともに、展望場所の整備など行うことにより、港と都市の夜景が楽しめる景観づくりを進める。

#### 整備方針 MICE機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

長崎駅周辺は「交流のまち長崎の玄関口」として、まちなかは「多様な都市機能が集積した賑わいと歴史・文化の中心」として国際交流拠点都市にふさわしい中枢拠点を形成する。

長崎の魅力を活かしたMICE誘致や機能の強化を積極的に推進する。

東アジア地域を中心とした外国人観光客や国内観光客等のニーズを踏まえながら、報奨・研修旅行を積極的に推進する。

老朽ビルの更新、低未利用地の活用等により商業・業務・交流・居住機能を充実・強化し、安心・安全で快適な都市としての魅力を高める。集客・宿泊施設や情報通信関連産業等の業務機能を充実し、雇用の場の確保に努める。

市民・県民の暮らしに必要な機能の充実を図ることにより、定住人口確保と交流客へのもてなしの環境を形成する。

斜面市街地では、老朽住宅の建て替えを促進し、住環境の改善を図るとともに、ソフト政策の実施により定住可能な地域としての維持に努める。

観光客、県民・市民が訪れ、また住まうことにより、人々の交流を促進し、商業機能の再生を図る。

新県庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用できる空間として整備を進める。

#### 整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

太陽光などの新エネルギーの普及や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備を推進する。

ヒートアイランド現象による温度上昇を抑えて、快適な生活環境を生み出すため、市街地内の緑化を促進する。

路面電車やバスなどの公共交通機関のシステムの拡充・強化の検討や、駐車場・駐輪対策、パーク&ライド、路面電車の利用促進、モビリティマネジメント等の取り組み、電気自動車等次世代自動車の普及を促進し、環境に配慮する。

新幹線は、地球環境負荷の少ない広域交通手段であり、誘客の利用拡大を図る。

東日本大震災や台風による浸水被害などの災害を踏まえ、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図る。

## 目標 回遊性の充実

### 整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

長崎駅前や中央橋などの交通結節点と点在する生活や観光の拠点をも、市民や県民、観光客が円滑に往来できるようにするため、道路・公共交通の機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン（歩道橋撤去、電停バリアフリー化など）にも配慮し、歩行者ネットワークの向上を図る。

長崎駅周辺と浦上川右岸とを連絡する歩行者動線等の強化や回遊性向上を図る。

長崎駅前の交通渋滞緩和や浦上川で分断されている東西市街地のネットワーク改善などの道路整備を進める。

### 整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

市民ガイドによるまち歩きの仕事を活かして、まち歩きメニューの充実を図り、情報発信を行い都市の魅力として定着を図る。平成 25 年度からは「長崎さるく」について、満足度の高い、日本一の「まち歩き・まち体験」観光を目指すため、ガイドシステム改革、コース改革などに積極的に取り組み、「長崎さるく」のさらなる進化を図る。

観光客、県民・市民が安全・快適に歩行できるよう、さるくまちの機能を充実する。あわせて、さるく観光の推進に向け、外国人観光客に対応したコース設定やニーズに応じ外国語に対応できるさるくガイドを育成する。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。【再掲】

平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存等、関連施設の充実【再掲】とまち歩きを推進する。

## 目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

### 整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

長崎の陸のゲートウェイ（玄関口）となる長崎駅周辺や海のゲートウェイ（玄関口）となる松が枝国際観光船ふ頭においては、周辺地域のまちづくりとの連携を強化し、国際都市にふさわしい拠点を形成し、拡大する交流人口をまちなかへ誘導する。また、空のゲートウェイ（玄関口）である長崎空港との連絡も強化する。

東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進するため、東アジア地域や国内との広域交通機能（新幹線、航路、空路）の強化、長崎駅と離島航路を直結する新たな機能の導入など利便性の向上を図る。これにより、県内の観光地へ観光客を誘導し、交流人口の拡大を図り、地域活力の再生に繋げていく。

長崎が華やいでいた大正から昭和初期の長崎上海航路時代の国際ゲートウェイ機能を復活させるため、長崎を起点港としたフライ&クルーズやレール&クルーズのツアー企画等の施策により、観光客の誘致を促進する。



# 「長崎市中心部・臨海地域」整備基本計画イメージ図

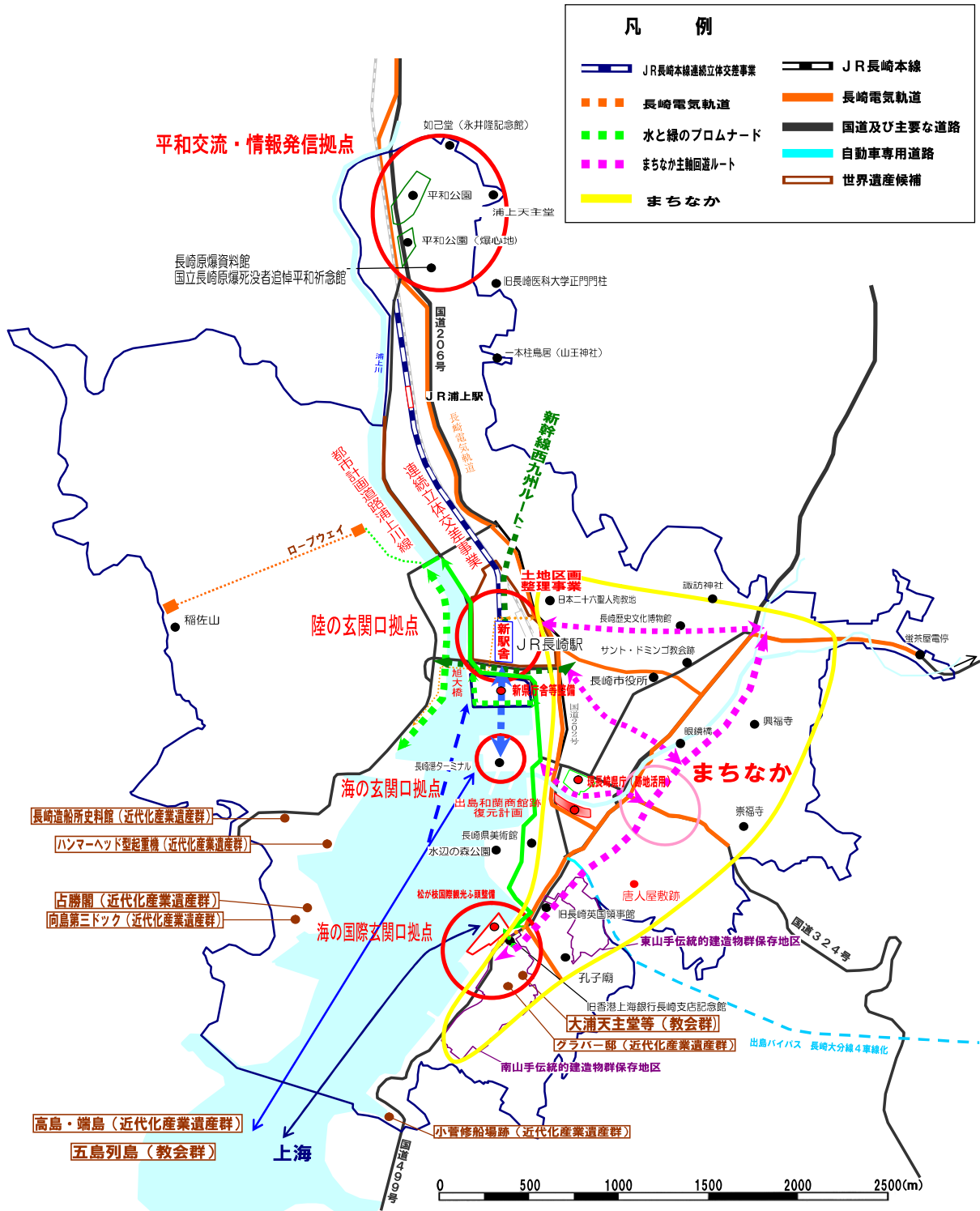


図 - 1 「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画イメージ図

## 2. 重点エリア（まちなか）指定の経緯

### （1）重点エリア指定に至る主な経緯

長崎市は、昭和 24 年の長崎国際文化都市建設法制定、昭和 52 年の国際観光文化都市への指定など、世界平和を基調として、わが国における文化及び国際親善の中核都市としての役割を担ってきたことや、長い交流の歴史の中で築かれてきた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や、わが国の近代工業化の原動力となった「九州・山口の近代化産業遺産群」といった世界遺産候補、世界恒久平和を願う被爆地長崎市のシンボルゾーンである平和公園、鎖国時代にわが国で唯一西洋との窓口であった史跡「出島」など、世界的にも価値の高い文化・観光資源が数多く存在し、これらを活用した観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市としての役割も期待されていることから、観光立国を牽引する都市である「国際観光文化都市・長崎」の再生という観点から、平成 20 年 12 月 26 日に国土交通大臣により都市再生総合整備事業の実施区域（都市・居住環境整備重点地域）として指定された。

重点地域の名称：長崎市中央部・臨海地域

指定の区域：世界遺産候補、出島、平和公園などを含む 1,360ha（うち海域 200ha）

これを受け、長崎市と長崎県は共同して、平成 22 年 3 月 31 日に同重点地域の基本的な方針等を定めた「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画を策定し、公表した。（平成 25 年 3 月第 1 回改訂）

さらに、特に重点的に整備を進める地区（重点エリア）について、具体的な整備計画を策定するものである。

具体的には、社会資本整備総合交付金（都市再生総合整備事業）等で個別の公共事業等の実施が想定される地区の整備方針、土地利用、整備内容、整備主体・時期、推進体制等を取りまとめるものである。

この重点エリアとして、長崎の都市再生を促進する上で波及効果の大きい「まちなかエリア」を指定する。

まちなかエリア：約 89ha

### （2）重点エリアの範囲

重点エリアの範囲は、以下の諸事項を考慮して指定する。

長崎の歴史的な文化や伝統を数多く残し、賑わいの拠点である浜町地区を中心に、和・華・蘭の魅力をもつ古くからの市街地（まちなか）の再生は、長崎再生の原動力となるものである。

「陸の玄関口」である長崎駅周辺エリア、「海の玄関口」である松が枝周辺エリアの整備が進められ、今後 10 年で長崎のまちの形が大きく変わる中、「まちなかエリア」もこの 10 年を大きな転機と捉え、平成 24 年度には「まちぶらプロジェクト」を策定し具体的に動き出している。この「まちなかエリア」内の各地区の魅力と回遊性を高め、以前のような求心力を取り戻すとともに、長崎駅周辺エリア、松が枝周辺エリアとの連携を図りながら、総合的に整備する必要がある区域を「重点的に整備を実施すべき範囲」として指定する。

「まちなか」の定義は、まちなか再生計画策定検討委員会（H20.1）やまちなか再生の行動に関する基本方針（H20.12）の中で、「中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地」と定義し、西坂公園から新大工、南山手に囲まれた約240haの区域としているが、今回のまちなかエリアは、まちぶらプロジェクト（まちなか再生事業）として長崎市が主体的に取り組む範囲を基本に、松が枝周辺エリアと重複する部分を除いた範囲を設定するものである。

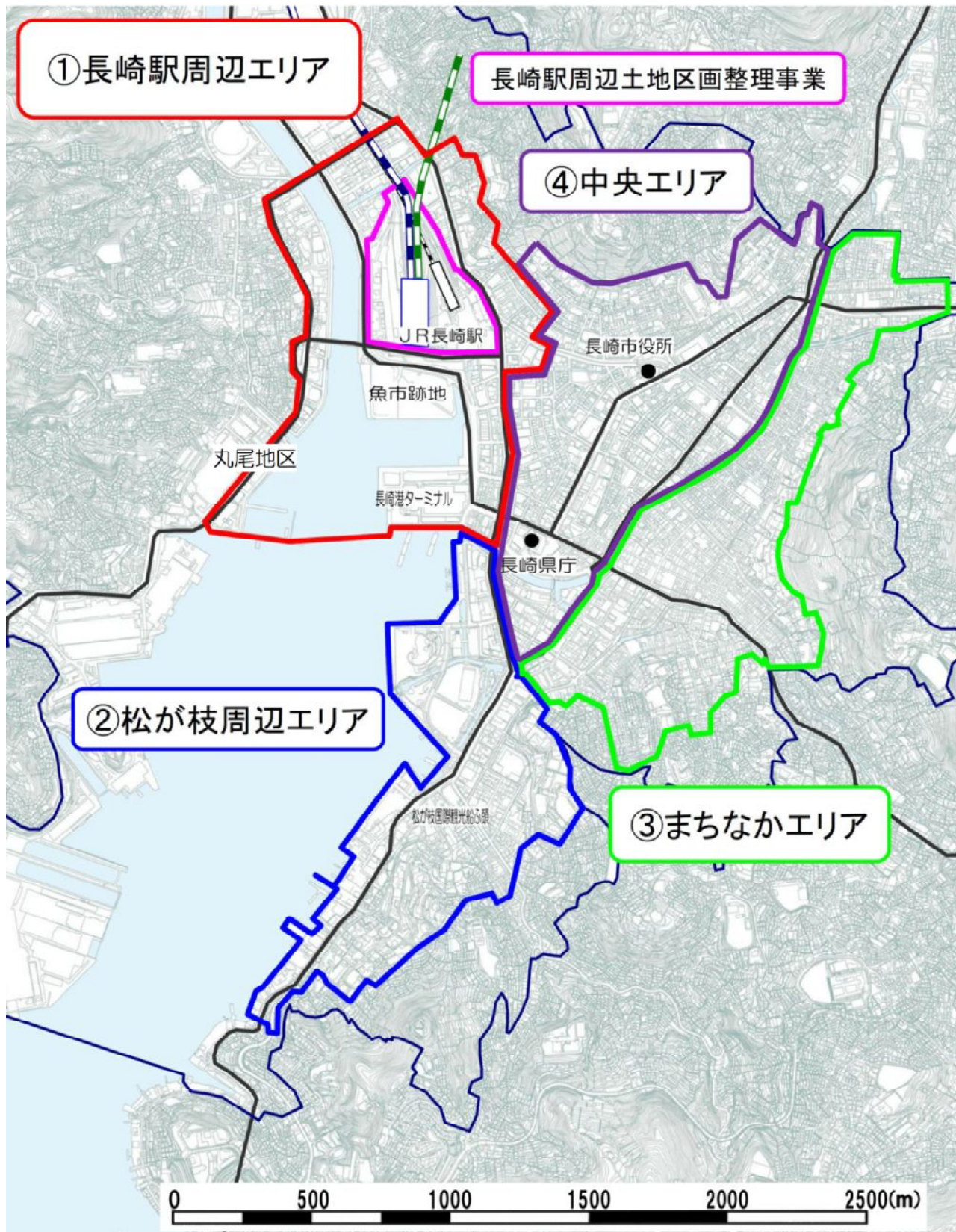


図 - 2 「長崎市中央部・臨海地域」と各「重点エリア」 位置図

### (3) 重点エリア及び周辺の状況

#### 新大工

本区域は、地域住民に密着した商店街、市場を中心に、周辺には閑静な住宅地が広がっている。また、医療施設も多く立地し、電停も近いことから生活の利便性が高く、国道 34 号沿いを中心に中高層のマンション建設が進んでいるが、人が多く集まる地区であるものの、電停のバリアフリー化が進んでいない。

商店街活性化を目的に、新大工地区第一種市街地再開発事業（組合施行）が施行されており、平成 13 年に事業は完了している。

区域内では、済生会病院跡地で上長崎地区ふれあいセンターと上長崎公園が平成 25 年 4 月に完成している。施設内には研修室や図書館、子育て支援センターなどを、公園内には遊具を設け、地域の交流拠点となっている。

買い物客の減少などに伴い、主に市場内で空き店舗が発生するなど、商店街の活力が低下している。また、地区内の道路は幅員や歩道が狭いものの、国道 34 号の迂回路としての交通量が多いため、交通混雑や歩行者通行の危険性がある。



写真 - 1 <新大工商店街(シーボルト通り)>



写真 - 2 <再開発事業(シーボルトタウン)>



写真 3 <新長崎街道(桜馬場通り)>



写真 4 <上長崎地区ふれあいセンター>



写真 5 <市場内の空き店舗>



写真 6 <国道 34 号沿いのマンション>



写真 7 <生活道路の混雑>



写真 8 <新大工町電停>

#### 中島川（左岸）・寺町・丸山

本区域には、中通り商店街を中心に中島川沿いなどにも新旧の商店が集積し、地区の雰囲気と調和した商業展開が進んでいるが、空き店舗等も存在するため、更なる魅力の向上による商業活性化が求められる。

戦災を免れた磨屋地区には古くからの町家が所々に残っており、「和」の佇まいを醸し出している。

一方で、時代の変遷とともに、マンション等への建替えも進み、町家等の消滅が進んでおり、この地区特有の「和」の雰囲気が薄れてきている。

二級河川である中島川及びその支流には、袋橋・眼鏡橋から桃溪橋にかけて、石橋群が存在する。このうち、我が国アーチ構造の草分けといわれている眼鏡橋は国指定重要文化財、桃溪橋・袋橋は市指定有形文化財となっている。また、ながさき紫陽花（おたくさ）まつりやランタンフェスティバルなどの会場になるなど、観光客や市民が集まる憩いの空間を創出している。

かつて日本三大花街の一つと言われた丸山には、往時を偲ばせる料亭花月（県指定史跡）や中の茶屋（市指定史跡）、長崎検番などが存在し、和の風情を色濃く残しているが、まちなみの統一感はない。なお、平成 13 年から女性が神輿を担ぐ「丸山華まつり」が実施され、地域のイベントとなっている。

寺町通りには、崇福寺や興福寺など、国宝や国指定重要文化財などの指定を受けた寺院群が連なっているが、これらの魅力を地区の活性化に十分生かし切れていない。また、この通

りは落ち着いた雰囲気を感じ出しているが、通過交通が多いため雰囲気を感じながら安全安心に歩ける環境とはなっていない。

中島川通り（左岸）の道路は右岸側と比べ歩道が狭く、交通量も多いため川沿いを散策できるような状況になっていない。



写真 9 <中島川（眼鏡橋）>



写真 10 <町家>

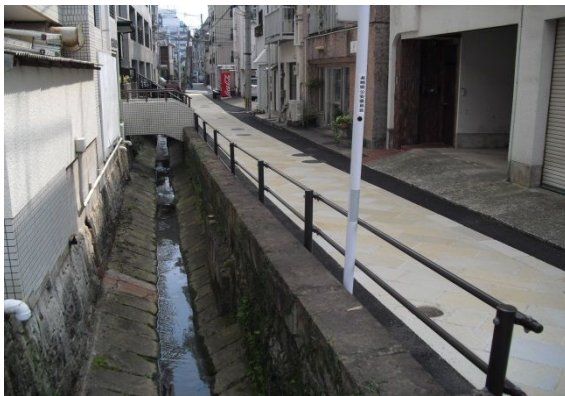


写真 11 <雰囲気を残すシトキ川>



写真 12 <中通り（アルコア）>



写真 13 <寺町通り>



写真 14 <崇福寺三門（国指定重要文化財）>



写真 - 15 < 公衆トイレ (市民会館前) >



写真 - 16 < 中島川左岸通り >



写真 17 < 料亭「花月」(県指定史跡) >



写真 18 < 長崎検番 >



写真 19 < 丸山華まつりの様子 >

#### 浜町・銅座

浜町は古くから長崎市の中心商業地として栄え、市民から「浜んまち」という愛称で親しまれ、長崎の商業の一躍を担ってきているが、大型店の出店などにより商業を取り巻く環境は厳しさを増しており、空き店舗が生じるなど活力が低下している。

銅座は、多くの飲食店が建ち並び、夜の繁華街としての特性を持つ地区であるが、社会経済情勢の変化や基盤整備の遅れなどにより飲食店の減少、空き店舗の増加などが生じており、建物の老朽化も相まって賑やかさが低下してきている。

浜んまち6商会では、地域の賑わいを取り戻すため、皆で取り組む“まちなおし”を目指した「浜んまちエリアマネージメント事業」に、平成19年度から取り組んでいる。

浜んまちでは、東アジア地域からの外国人買い物客への対応として、留学生による案内ブースや銀聯（ぎんれん）カード対応端末機の設置などといった取り組みが行われている。またアーケード内では、まちなか音楽祭など賑わいづくりを目的としたイベントも実施されている。

銅座・思案橋を中心に毎年11月、5軒の飲食店をはしご酒できる「宵・酔いまつり」が開催され、夜の賑わい一大イベントとなっている。

浜んまちのアーケードは人通りが多く、平成25年に長崎商工会議所が実施した長崎市内商店街歩行者通行量調査の結果では、平日で約20,000人、休日で約26,000人（いずれも、10時～18時までの8時間通行量）と、市内の調査地点の中で一番多い通行量となっている。なお、鉄橋から油屋町に至る浜市アーケードは、国道324号の指定がなされている珍しい歩行者専用道路である。

銅座の真ん中を流れる銅座川（普通河川）の河川上にあった県営銅座駐車場は、平成19年度に撤去し、平成20年度から歩道整備等を進めている。

春雨通りは、電車、バス、タクシー、荷捌き車など多種多様の車両交通が輻輳し、交通混雑が常態化している。

~~春雨通りから銅座地区を通り~~春雨交差点から湊公園に通じる通りは、歩行者動線の軸となっているが、歩道幅員が狭小な上、バス路線となっているため歩行者通行の危険性が高い。また、歩行者の多い横断歩道で春雨交差点の横断歩道は歩行者が多く、右左折の車両が停車するため、交通渋滞が生じている。



写真 20<浜市アーケード（国道324号）>



写真 21<ベルナード観光通り>



写真 22<おくんちの舞台となるアーケード>



写真 23<アーケード内での皇帝パレード>





写真 24 <アーケード内の空き店舗>



写真 25 <春雨通りの交通渋滞>



写真 26 <昼の銅座>



写真 27 <夜の銅座>



写真 28 <思案橋>



写真 29 <銅座川>

(横断歩道の下あたりに銅座川が流れており、現在は暗渠)



写真 30 <県営駐車場撤去後の歩道等整備>



写真-31 <交通渋滞する銅座地区内の市道>

## 館内・新地

館内地区には、1689年に密貿易対策として建設された唐人屋敷跡がある。当時、市内にいた唐人は、全て唐人屋敷に居住させられ管理されたが、開国（1859年）後に廃屋化し、1870年に焼失している。

鎖国時代、唯一海外に開かれた海外交流の窓口として、出島と共に大きな役割を果たした唐人屋敷の跡地については、平成13年度から唐人屋敷顕在化事業として、モニュメントや説明版・誘導サインの設置、回遊路や広場の整備などを進めている。

なお、唐人屋敷跡地内にある土神堂、観音堂、天后堂は市指定史跡、福建会館は市指定有形文化財の指定を受けている。

新地地区の中核を成す新地中華街は、横浜、神戸と並ぶ日本3大中華街であり、観光客や修学旅行生を中心に賑わっている。特に、中国の旧正月を祝う行事である「春節祭」を冬の一大イベントとして実施している「長崎ランタンフェスティバル」の期間中は、新地中華街をはじめ、隣接する唐人屋敷跡地、周辺の浜町、中島川でも多くの市民や観光客で賑わい、平成25年のイベントでは101万人の人出となっている。

湊公園から館内地区にかけ、都市計画道路「新地町稲田町線（幅員15m）」の整備を平成12年度から進めている。またこれと併せ、電線類地中化事業も行っている。

新地中華街と唐人屋敷との連携による地区の賑わい創出と合わせた商業活性化が求められる。

「華」の雰囲気を残す地区として、新地中華街と一体となった唐人屋敷跡の顕在化による回遊性や地区の賑わい創出が求められるが、館内地区では人の回遊のための歩行者空間や広場が不足している。また、まちなみとしても統一感に乏しい。



写真 32 <唐人屋敷跡入口>



写真 33 <土神堂>



写真 34 < 福建会館 >



写真 35 < 観音堂 >



写真 36 < 天后堂 >



写真 37 < 天后堂前広場 >



写真 38 < 四隅モニュメント >



写真 - 39 < 地区内の道路と街並み >



写真 40 < 新地中華街北門と新地広場 >



写真 41 < 新地中華街内 >



写真 42 < 新地中華街内のランタン >



写真 43 < 湊公園内のランタンオブジェ >

### 交通環境

当エリアの幹線道路として国道 34 号と国道 324 号があるが、平日の 12 時間交通量（平成 22 年道路交通センサス）は、新大工町で約 28,000 台、愛宕 3 丁目で約 8,400 台となっており、共に平成 17 年と比べると減少している。このうち、国道 324 号の交通量は、周辺のバイパス道路整備により減少しているものと考えられる。

路面電車（1 系統から 5 系統）が運行されているが、新大工町電停と諏訪神社前電停がバリアフリー化されていない。

当エリア内の生活道路は狭い幅員が多いものの、幹線道路の渋滞を避ける迂回路の自動車交通が多く入り込み、特に朝と夕方は生活道路での交通混雑が生じている。

| 路線名        | 観測地点       | H22 交通量<br>(台/12h) | H17 交通量<br>(台/12h) | H17 からの増減 |
|------------|------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 一般国道 34 号  | 長崎市新大工町    | 27,947             | 34,171             | ▲6,224    |
| 一般国道 324 号 | 長崎市愛宕 3 丁目 | 8,432              | 10,487             | ▲2,055    |

表 - 1 国道の交通量（道路交通センサス）

### 歩行環境

長崎商工会議所が毎年 7 月に実施している商店街の歩行者通行量の傾向として平成元年から 25 年までの推移でみると、全体的に減少傾向にあり、特に休日での減少傾向が大きく、休日と平日の差は少なくなっている。なお、休日はここ数年増加傾向にあるが、平成 25 年は平成 24 年に比べ減少しており、安達ビル前では約 7% 減少している。

見る、食べる、買う、楽しむといったまち歩き素材は多いものの、快適に歩ける環境としての人優先に配慮した回遊路や休憩場所等となる広場、トイレが不足している。また、誘導サインも至る所に設置されているが、逆にそれで分かりにくくなっている感もあるため、歩行者軸を中心とした配置への見直しが求められる。

| 調査地点     |                 | 平日     |        |      | 休日     |        |      |
|----------|-----------------|--------|--------|------|--------|--------|------|
|          |                 | H25    | H24    | 対前年比 | H25    | H24    | 対前年比 |
| 浜市商店街    | 安達ビル前           | 17,746 | 17,895 | 0.99 | 17,760 | 19,157 | 0.93 |
|          | 三菱東京UFJ銀行前      | 20,315 | 19,638 | 1.03 | 26,210 | 27,865 | 0.94 |
|          | 稲垣屋ビル前          | 7,721  | 7,476  | 1.03 | 8,628  | 9,150  | 0.94 |
|          | ドラッグセガミ横        | 13,358 | 12,801 | 1.04 | 13,100 | 14,135 | 0.93 |
| 観光通商店街   | 博多大丸長崎店前        | 10,142 | 10,823 | 0.94 | 10,934 | 13,086 | 0.84 |
|          | 市丸前             | 13,652 | 12,365 | 1.10 | 17,405 | 18,847 | 0.92 |
| 電車通り商店街  | リフォーム・リリー前      | 3,316  | 3,300  | 1.00 | 3,347  | 3,582  | 0.93 |
| 中通り商店街   | ニューヨーク堂前        | 5,343  | 4,301  | 1.24 | 3,821  | 4,421  | 0.86 |
| 鍛冶市商店街   | 親和銀行浜町支店横       | 4,891  | 5,910  | 0.83 | 4,433  | 5,231  | 0.85 |
|          | トリア前            | 3,698  | 3,979  | 0.93 | 4,418  | 4,852  | 0.91 |
| 新地中華街商店街 | 新地橋上            | 5,082  | 4,900  | 1.04 | 5,328  | 5,856  | 0.91 |
| 広馬場商店街   | 十八銀行広馬場ATMコーナー横 | 1,137  | 1,281  | 0.89 | 935    | 1,048  | 0.89 |
| 新大工町商店街  | 長崎銀行新大工町支店前     | 8,813  | 7,930  | 1.11 | 4,451  | 4,896  | 0.91 |

表 - 2 商店街の歩行者通行量（長崎商工会議所調査）

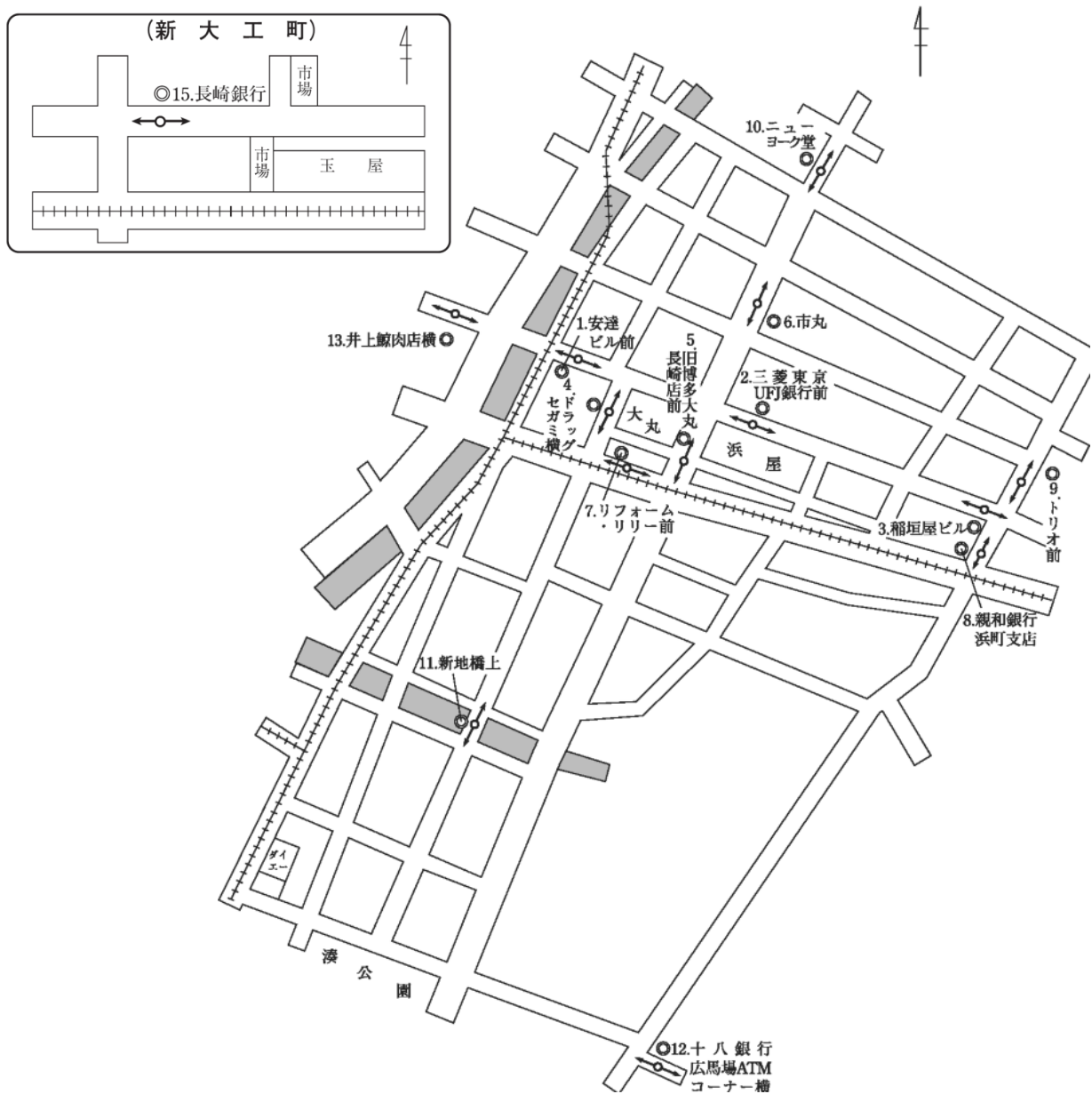


図 - 3 歩行者通行量調査地点見取図（長崎商工会議所調査）

# 1. 安達ビル前

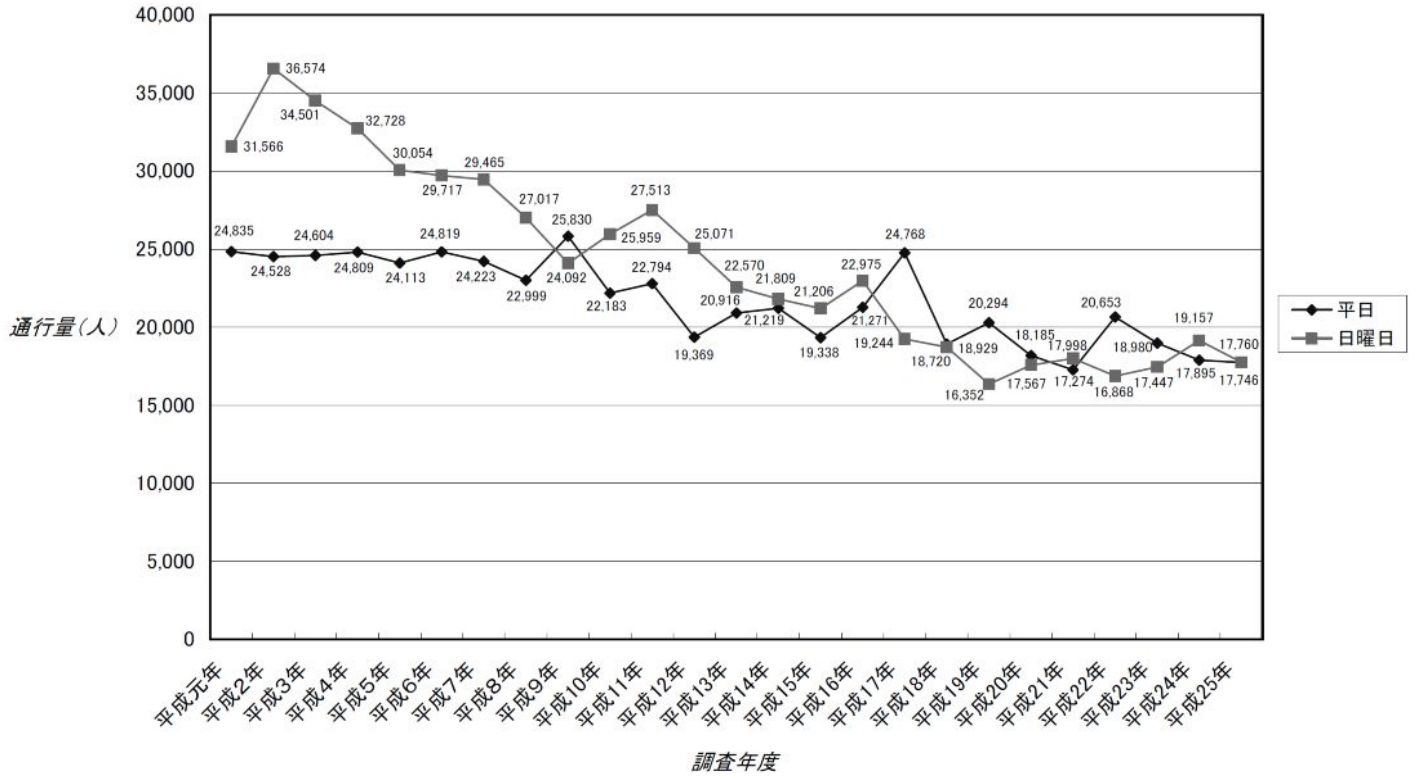


図 - 4 安達ビル前の歩行者通行量推移 (H1 ~ H25)

## 第2章 重点エリア(まちなか)の土地利用に関する事項

### 1. 関連する他の計画等の状況

#### (1) まちなか再生の基本方針

##### 【参考 まちなか再生の行動に関する基本方針から抜粋】

中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、商業・業務・サービスなどの都市機能が集積している古くからの市街地を長崎市の「まちなか」の区域と定め、「まちなか再生の基本方針」を平成20年12月に策定した。

「まちなか」の賑わいの拠点である「中心商業地」、海の玄関口の「水辺のゾーン」、陸の玄関口である「長崎駅周辺」を含めた3つの拠点の連携強化を図ることにより、都心部の求心力を高めて、「まちなか」の活性化を実現していく。

長崎ならではの歴史や文化など、地域の特性に応じてまちなかを8つのエリアに区分し、地域特性を活かしたまちづくりを推進する。また、エリアごとにまちづくりのコンセプトや方針を次のとおり定める。



図 - 5 エリアのコンセプトとまちづくりの方針

注：本頁の「まちなか」はまちなか再生の行動に関する

基本方針で定義づけられた約240haの範囲を言っており、重点エリアの「まちなか」とは異なる。

## (2) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例

長崎市のまちづくり（本市が目指す将来の都市像「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」）を景観形成の観点から実現するため、景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方針を示すマスタープランである「長崎市景観基本計画」を、平成23年4月から施行している。また、景観法に基づき地区ごとに建物等のルールを定める「長崎市景観計画」や届出等の手続きを定める「長崎市景観条例」を合わせて施行している。

### 【参考 長崎市景観基本計画から抜粋】

#### < 基本理念 >

多彩な物語を育む長崎の景観づくり ～みんなで語りつぐ海・まち・里・山の風景～

#### < 基本方針 >

- 方針1) 魅せる大景観づくり ～海・まち・里・山の豊かな表情を活かす景観～
- 方針2) 個性を磨く景観づくり ～地域の特徴を活かす長崎らしさ溢れる景観～
- 方針3) 愛着のあるまちづくり ～身近なところからおもてなしの心でつくる豊かな生活景観～
- 方針4) 逆手の魅力づくり ～斜面、雑然、西端といった制約条件を逆転の発想でつくる景観～

#### < 特徴を活かした景観づくり >

長崎市全域を景観計画区域の対象としているが、長崎市の景観の魅力さをさらに高めるために、特徴が表れている地区は「大景観保全地区」に指定し、みどりや水辺、都市のシルエットなどの大景観の保全や市内全域をわかりやすく周遊できるルートの景観づくりを進めるとともに、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定して、それぞれの地域の特徴を活かした景観づくりを推進している。

#### < 景観形成重点地区 >

歴史・文化・賑わいを際立たせる

長崎市の景観の魅力さをさらに高めるために、本市の景観的な特性が備わった区域（拠点など）は、景観計画における重点地区や景観重要公共施設に位置づけ、より積極的な景観まちづくりに取り組んでいる。

当エリア内では、既に「中島川・寺町地区」（H6.3.18）、「館内・新地地区」（H18.3.1）の2地区が都市景観条例に基づき景観形成地区に指定され、平成23年4月1日にはそれぞれが景観計画に基づく景観形成重点地区に移行している。

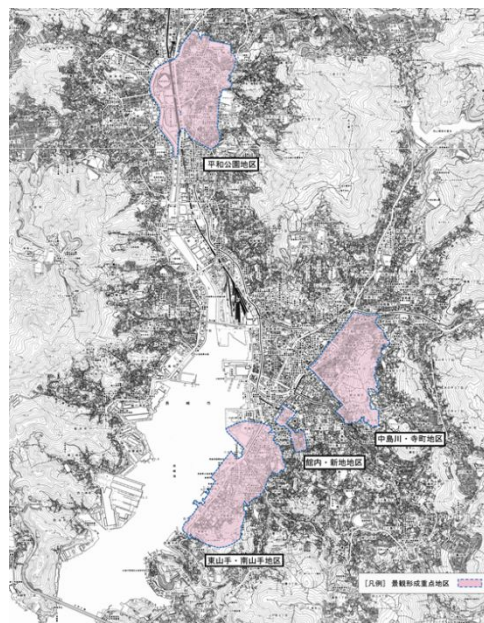


図 - 6 景観形成重点地区位置図



[ 中島川・寺町地区 ]

景観の形成に関する方針

- ・都市的な賑わい、楽しさを演出する伝統、文化に裏づけられ、ゆとり、うるおいのある都市景観の形成を図る。
- ・地域の個性をいかして、多彩な表情、場の景観がストーリー性豊かに表現される景観形成を図る。
- ・訪れるひとにとってわかりやすく、親しみのもてる景観形成を図る。

この地区では、歴史的なまちなみの保全・育成を目的に、「景観まちすじ・まちかど」も併せて指定している。

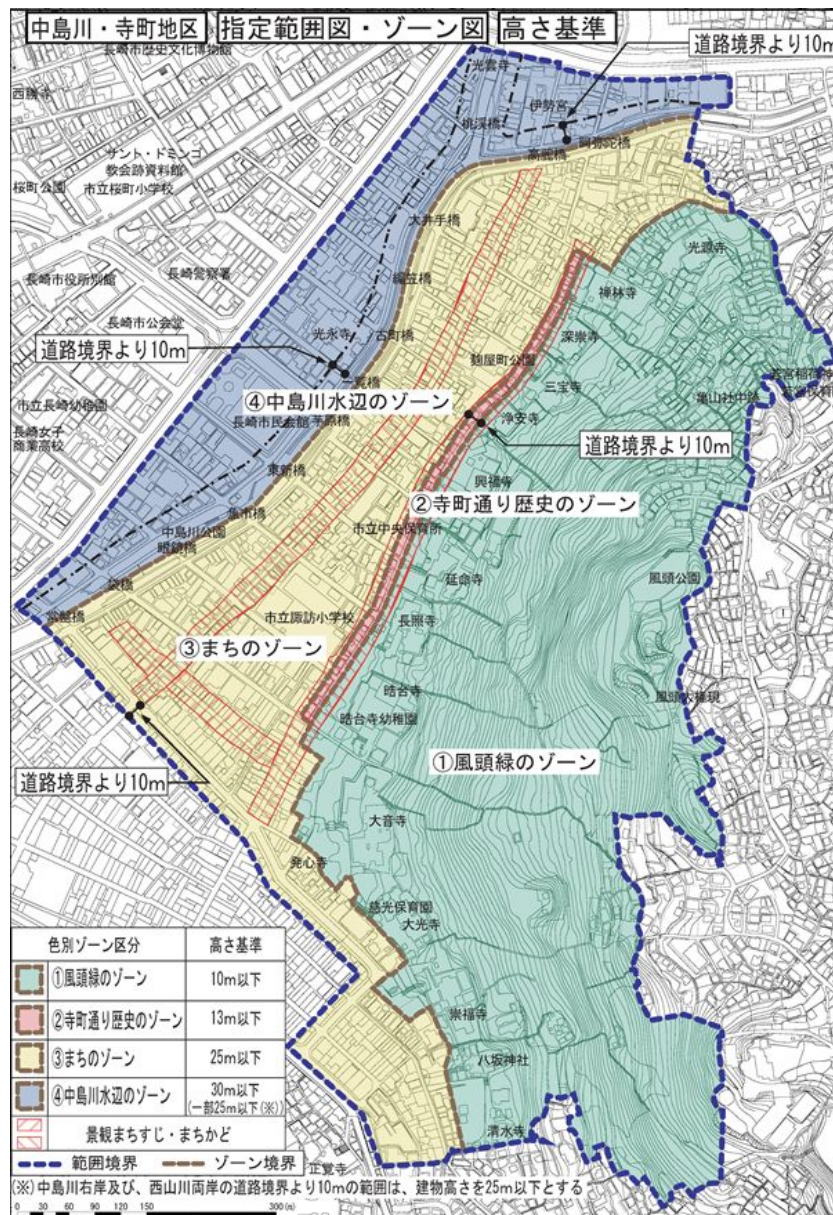


図 - 7 景観形成重点地区「中島川・寺町地区」の区域及びゾーン

[ 館内・新地地区 ]

景観の形成に関する方針

- ・日本と中国の歴史的交流を象徴する地区であり、歴史的な特徴をまもり、そだて、まとまりある地区景観を形成する。
- ・坂の町での「住みあう」人々の暮らしを継承し、地区の特性を生かした景観の形成を行う。
- ・中華街・商店街としての賑わいと雰囲気継承し、その良さを活かした特色あるまちなみを形成する。

この地区では、歴史的なまちなみの保全・育成を目的に、「景観まちすじ・まちかど」も併せて指定している。

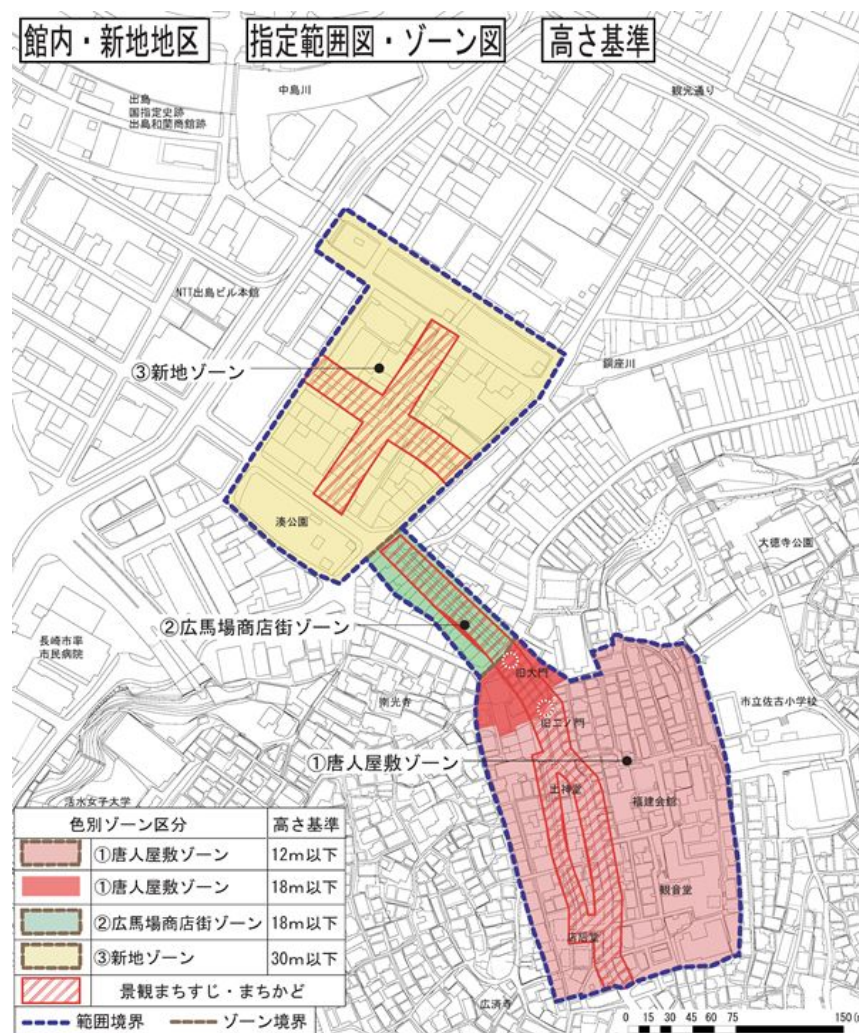


図 - 8 景観形成重点地区「館内・新地地区」の区域及びゾーン

景観まちすじ・まちかどを、まもり、活かす

地形的な制約が多いため、あらゆる場所に狭い道が交差しているが、このような道には長崎の重層的な歴史や文化と相まって、特有の情緒や雰囲気醸し出している場所がある。これらを「まちすじ、まちかど」と称し、場所の雰囲気醸し出てるような施策を推進する。

**【事例】寺町通り**

**景観形成の方向（案）**

寺町通りの佇まいを損なわない建物の高さ、街並み形成を工夫する。



3階以上は、セットバックし、圧迫感を軽減する

- ・壁面を1.0m以上セットバックして、ゆとりある歩行空間を確保する。
- ・建物の1～2階部分は、まちなみ形成の考え方を共有する。

図 9 寺町通りの街並みイメージ

< 景観重要建造物 >

個性豊かな景観を守るためには、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切である。これまでも、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物を、長崎市都市景観条例第15条に定める景観形成対象物として指定し、保全してきた。

今後も、景観重要建造物や樹木については、文化財の指定・登録状況、所有者、管理者の希望を踏まえて指定していく。

エリア内の景観重要建造物



写真 44 常岡歯科診療所（油屋町）

### (3) 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略

観光を通して新たな事業を育成し、地域経済を活性化させることを目的に、市民や事業者、行政が一体となって観光振興に取り組むため、平成 20 年 5 月に「長崎市観光戦略」を策定している。

- また、観光戦略の基本体系の一つである「国際観光への取り組み」については、平成 23 年 3 月に「長崎市アジア・国際観光戦略」を策定している。

今後の観光客数の目標として、平成 27 年度までに年間 630 万人を目指している。

#### 【参考 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略から抜粋】

(理念)

わたしがつくる国際観光都市「長崎」

(目指す意識づくり)

- (1) 国際観光都市としての市民一人ひとりの意識づくり
- (2) 観光資源を活かした事業者による事業展開の意識づくり
- (3) 国際観光都市を実現するための行政の意識づくり

(観光戦略の4つの柱)

長崎にしかない魅力を磨く

- ・歴史の魅力
- ・風景と自然の魅力
- ・文化の魅力
- ・産業都市としての魅力
- ・国際都市としての魅力

観光とまちづくりの推進

- ・まち並み景観の保全と形成の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・駐車場対策の推進
- ・環境美化の推進
- ・M I C E 環境の整備
- ・交通アクセスの整備、充実

国際観光への取り組み

- ・受入体制の整備
- ・誘致活動・情報発信の強化

観光推進体制の強化

- ・動向調査と立案、実施、検証過程の確立
- ・効果的な観光情報の発信
- ・観光、M I C E 誘致体制の強化
- ・観光案内体制の充実

#### (4) 長崎市中央地区まちなか活性化基本計画

平成20年8月から平成27年3月までを計画期間として、中心部の約254ヘクタールを対象にまちなか活性化基本計画を策定している。

##### 【参考 長崎市中央地区まちなか活性化基本計画から抜粋】

人口減少や超高齢社会に対応した持続発展可能な都市の構築を推進するため、既存都市基盤の有効活用や開発抑制などによる自然環境への負荷を抑えることが可能となる効率的でまとまりのある都市構造として、「集約型多核都市構造」の実現を目指している。

まちなかは、長崎市固有の歴史的・文化的資産が多く、商業・業務活動の中核を担う地区であり、賑わいや魅力の向上を図ることで交流人口の拡大、地域の活性化につなげるため、次に示す基本方針に沿ってまちなかの活性化を進める。

##### 【基本方針】

###### 「大規模集客施設の立地誘導方針」

集約型の都市構造を目指すため、大規模集客施設はまちなかに立地することを基本とする。

###### 「まちなか商業の活性化」

中心商店街の活性化を図るため、商業機能の充実と商業環境の整備促進を支援し、賑わいの創出を図る。また、エリアマネジメント機能の構築を推進し「地区のあるべき姿」の研究への支援と、個店の経営革新や若手リーダー育成等に対する支援を行う。

###### 「まちなか居住の推進」

生活利便性が高いことから、多様な人が暮らしやすい居住環境の形成をめざした住宅供給を図る。そのため、コミュニティ形成や地域貢献に資する地域特性に応じたマンション供給やファミリー向けの住宅供給を進める。

###### 「公共施設の整備」

既存施設の有効活用を基本的な方針とし、整備・改善の際は市民のニーズを把握しながら実施することを基本とする。

###### 「公共交通の利便向上」

子供や高齢者などの交通弱者の市民でも、まちなかを訪れ、その利便性やにぎわいを楽しむことができるよう、公共交通機関の利便性の向上を図る。

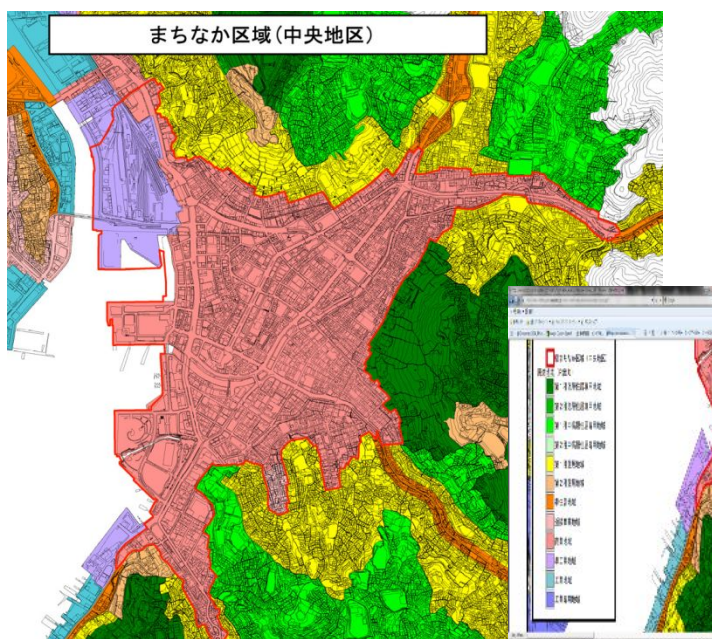


図 10 中央地区まちなか活性化基本計画区域図

## (5) 浜んまちエリアマネジメント事業

浜んまち6商会(浜市商店街、万屋町商店街、観光通商店街、電車通商店街、鍛冶市商店街、油屋町商店街)において、人口減少や大型店の出店、地域間競争の激化など商業を取り巻く環境が変化中、地域の魅力づくりを進める

上での手法として、「エリアマネジメント事業」に平成19年度から取り組んでいる。

推進体制として、浜市商店連合会が事務局となった「浜んまちエリアマネジメント協議会」を設置し、事業が推進されている。

これまで、「共同駐車券事業」「カード決済一括処理事業」「浜んまち.com」や、中国人観光客誘致、国際観光船受入事業、外国人観光客情報発信事業などが実施されている。



図 - 11 対象エリア

## 浜んまちがめざすもの

### まちづくりの将来像

ちょっとフライドのある街へ

新たな事や物に出会い触れる事のできる街へ

歴史性・文化性を通じてもてなしのある街へ

・ 商業者、消費者、地域住民それぞれにとって快適で魅力ある商店街の環境づくりを行い、官民一体となって都市間、地域間競争力を高めるために、これらを将来像に掲げます。

### 整備目標

整備目標年度：2018年（10年後）

#### 大目標

まちの集客力を高める

まちに来やすく過ごしやすい環境を整える

#### 中目標

売上げの向上

環境にも配慮したアクセス向上

安全で安心できる生活環境の整備

地域コミュニティの再構築

歴史性や文化性の継承と創造

街や個店の魅力向上

エリアマネジメントとは

地域に関わる様々な人や組織が、まちの将来像を見据えて、それぞれの立場から様々な活動を通じて主体的、継続的にまちづくりに関わることで、住みやすく、活気があり、魅力的な浜んまちを実現していく取り組み

### 基本戦略

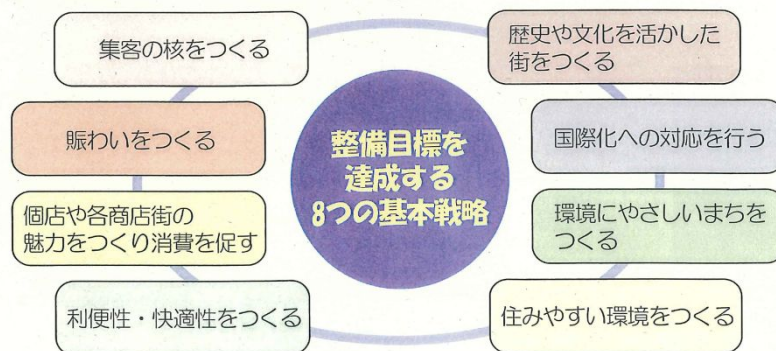


図 12 整備目標と基本戦略

## (6) 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷は、出島と並んで江戸時代における日本の対外貿易の窓口であり、江戸時代の日本を代表する重要な施設であった。このように、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ唐人屋敷跡について、歴史を活かした観光の拠点整備と住環境の整備を推進するため、平成13年度から長崎市において「唐人屋敷顕在化事業」に取り組んでいる。

これまで、四隅モニュメントの設置、遺構説明板・誘導サイン・案内板の設置、回遊路の整備、天后堂前広場の整備、さるく展示室の開設や、建物前面を修景整備するまちなみ整備事業などを実施している。

今後は、土神堂前広場の整備や唐人屋敷門の設置などを予定している。

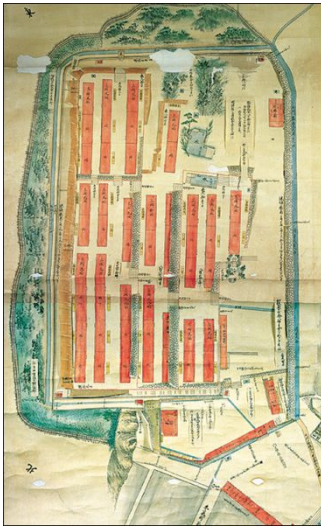


図 13 唐人屋敷図

(1688～1703 長崎県立長崎図書館所蔵)



図 14 唐人屋敷顕在化事業計画

## (7) 環長崎港地域アーバンデザインシステム

### 【目的】

環長崎港地域で実施される複数の事業を、景観や賑わい創出の観点から地域全体で調和の取れたものへと誘導することによって、後世に誇れるような美しい都市景観の形成、快適な都市空間の創出を図り、先導性のある都市デザインを適切に展開していくことを目的とする。

### 【概要】

都市計画、ランドスケープ、照明、植栽、都市景観等各分野の専門家で構成する専門家会議において、個別プロジェクトのデザインに係る専門家間の技術的な意見交換、調整及び評価を行う。

### 【対象範囲】

環長崎港地域を対象とするが、既成市街地をも広く視野に入れる。

### 【対象事業】

国、長崎県、長崎市が整備する公共施設や景観に多大な影響を及ぼす大規模な建築物等を対象とする。

#### 主な実績

- ・長崎水辺の森公園
- ・長崎県美術館
- ・都市計画道路浦上川線
- ・松が枝国際観光船ふ頭
- ・長崎歴史文化博物館
- ・中島川万橋

#### 今後想定される主な事業

- ・新県庁舎
- ・県庁舎跡地
- ・J R長崎本線連続立体交差事業
- ・長崎駅舎

### ( 8 ) ながさきデザイン会議

#### 【目的】

公共施設や大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高いデザインとなるよう指導・助言を行い、質の高い公共空間を創造することを目的とする。

#### 【概要】

建築、土木、色彩等各分野の専門家で構成するながさきデザイン会議やアドバイザーから助言を得て、事業者への指導・助言を行う。

#### 【対象範囲】

長崎市内全域

#### 【対象事業】

景観上配慮が必要な場所、市民や観光客が多く訪れる場所、景観形成重点地区内で行われる公共施設や民間の大規模建築物などを対象とする。(ただし、環長崎港地域アーバンデザイン会議の対象は除く。)



## 2. 重点エリア（まちなか）に関する課題

### （1）長崎駅周辺・松が枝周辺と連携した整備

長崎駅周辺エリア、松が枝周辺エリアにおいて、主要な都市基盤の整備が今後10年の間に進められる中、まちなかエリアもこれらの時期と合わせた整備を進め、また連携を図りながら賑わいの再生につなげていくことが重要である。そのためには、まちぶらプロジェクトとして「エリアの魅力づくり」「軸づくり」「地域力によるまちづくり」を確実に推進していく必要がある。

### （2）安全・安心な回遊路の整備

エリア内の回遊性を高め、歩いて楽しいまちづくりを目指す上で、安全な歩行空間や休憩場所、公衆トイレ、人が滞留できる広場などの環境整備と分かりやすい誘導サインが求められるが、エリア内には歩行者交通量が多いものの歩道幅員が狭く安全な歩行空間になっていない箇所や、公衆トイレ、広場の不足など人の回遊性を推進する上で改善すべき内容も多い状況である。

今後、市民や観光客の回遊性をさらに高めるためにも、道路や広場空間の整備、トイレの環境整備といった歩行者にとって安全・安心な回遊空間の整備が必要である。

### （3）商業・業務環境の充実

エリア内には、商店街や市場、飲食店、住居が集積する古くからの中心地であるが、社会情勢の変化により全体的には歩行者通行量が減少傾向にあり、また空き店舗や低未利用地が増えつつある状況である。

商業、業務、居住機能の集積による賑わいや景観の改善といった観点から、**土地の有効活用、高度利用を推進するの促進、老朽施設の更新を図る**必要がある。

### （4）魅力ある景観の形成

エリア内では、中島川・寺町地区、館内・新地地区の2地区で景観形成重点地区が指定され、景観の形成に関する方針に基づき景観形成の取り組みが進められている。今後もこれらの地区の特徴を活かした景観づくりを推進する必要があるが、街並**まちなみ**としての統一感が十分ではない部分もあるので、特に回遊路に沿った景観まちすじ、まちかどにおいては、まちなみの統一感を持たせるような改善に取り組む必要がある。

~~——駐車場等の出入口などにより、方向空間や街並の連続性が分断されるケースもある。道路沿線における賑わいを維持する上で、街並景観の連続性に配慮した取り組みが必要である。——~~

### （5）観光資源の有効活用

エリア内には、寺町地区の寺院群や町家、唐人屋敷跡内のお堂、丸山地区の史跡など多くの歴史的な建造物が多数存在しているが、保存や活用が十分でない部分もある。それぞれの地区が持つ魅力を高め、まちなかの賑わいにつなげていくためにも、これらの保存、活用をこれまで以上に進めるとともに、情報発信の強化を行っていく必要がある。

### （6）良好な交通環境の整備

エリア内で運行されている路面電車に関しては、大規模商業施設、市場、医療施設等が集積し人が集まる場所にある新大工町電停のバリアフリー化を進める必要がある。

交通環境に関しては、春雨通りや周辺の道路では多種多様の車両交通が輻輳し、交通混雑が生じているため、歩道空間や交通状況の改善に向けた検討を今後も進めていく必要がある。

### 3. 土地利用ゾーニング

土地利用ゾーニングを以下の図に示す。

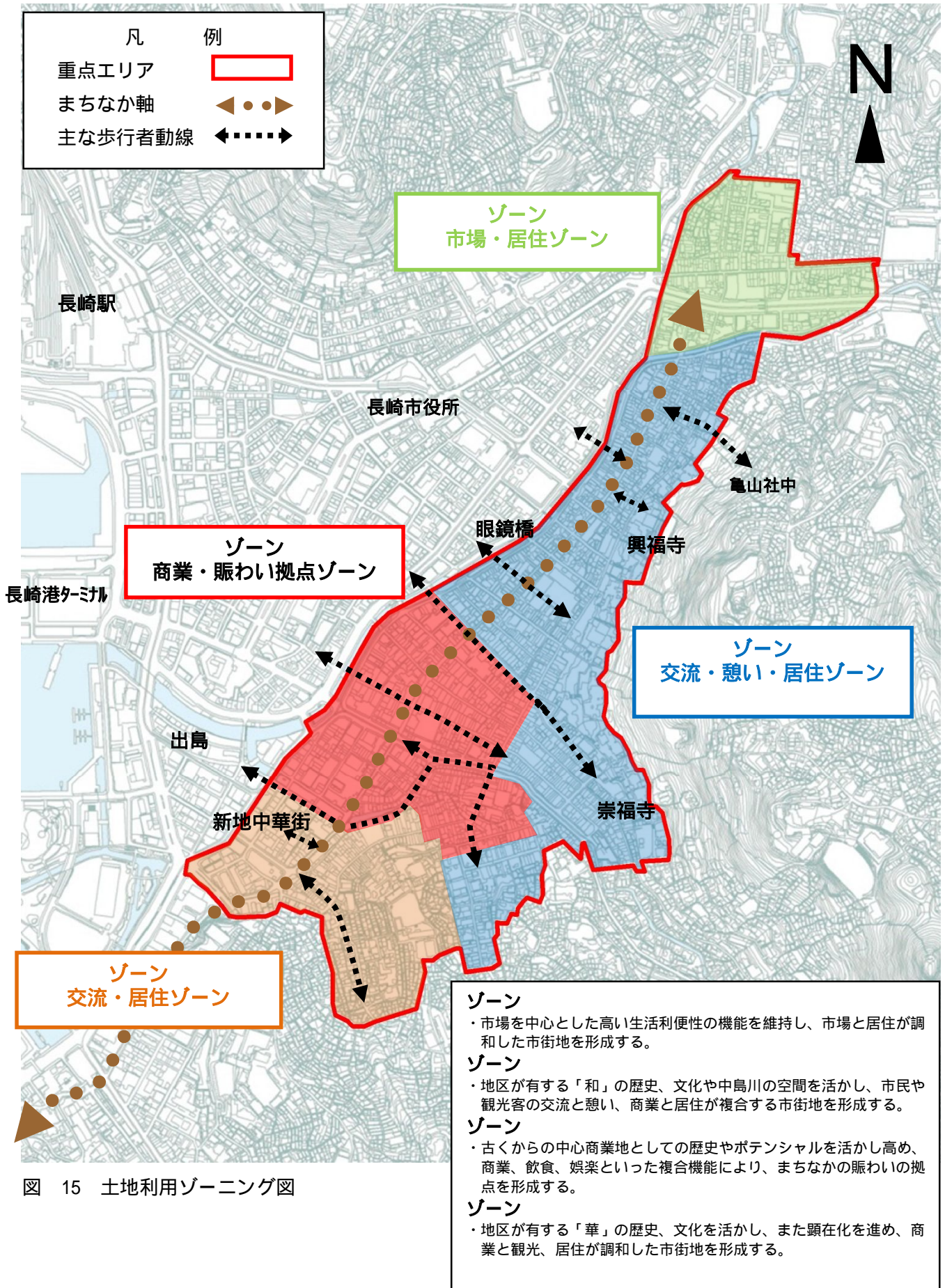


図 15 土地利用ゾーニング図

### 第3章 重点エリア（まちなか）における都市基盤施設の整備等に関する事項

- ：行政が主体となる取り組み
- ：行政と民間が協働する取り組み
- ：民間が主体となる取り組み

#### 1. 都市の魅力の強化

##### 歴史的資産の保存と活用

長崎にしかない魅力を高め、観光や地域活性化につなげていくため、歴史文化基本構想などの計画づくりを進め、これに基づきながら、歴史的・文化的価値のある建造物等の保存・整備といった資源みがきとこれらを活用したまちづくりに取り組む。

特に、長崎の和風文化はまちなかエリアの魅力の一つであることから、中島川・寺町地区を中心に、まちなみ整備助成の制度を活用しながら町家の保全を進めるとともに、まちなみのルールづくりなどを通して、町家と調和したまちなみ形成を推進し、特徴ある景観づくりを進める。

##### 町家の保存と活用

##### 歴史的建造物の保存と活用

##### まちなみ整備の推進

##### 唐人屋敷跡の顕在化

唐人屋敷跡は、日本と中国の国際交流を示す貴重な歴史的資産であることから、かつての唐人屋敷のおもかげを現在に伝え、中国文化の感じられる空間を創出するため、唐人屋敷跡を示すモニュメントや遺構説明版、象徴門の設置などに取り組み、歴史を活かした観光拠点としての整備を進める。また、道路の沿線では、都市計画道路の整備と合わせた建物の建替えの機会を捉え、まちなみ整備助成の制度を活用しながら統一感のあるまちなみ景観づくりを進める。

##### 唐人屋敷顕在化事業の推進

- ・唐人屋敷象徴門の整備（誘導門、大門）
- ・蔵の資料館、まちづくりセンターの整備
- ・土神堂前広場の整備

##### まちなみ整備の推進【再掲】

##### 長崎文化の魅力発信

長崎の特徴的な資源の一つである国際色豊かな文化を活かし、観光や地域活性化に活用していくため、イベントや祭り、観光客が楽しめる「食」などの魅力発信を進め、食べる、買う、体験するなどのまちの楽しみを高める取り組みを進める。

「長崎くんち」や和・華・蘭文化の魅力が体感できるイベント等での魅力発信

ながさきの「食」の魅力発信

寺の魅力発信

文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持

## 良好な景観・環境づくり

まちなかエリアでは、中島川・寺町地区、館内・新地地区が景観形成重点地区に指定されていることから、地区ごとの景観の形成に関する方針に基づき、特色のある景観づくりを進めるとともに、~~街並景観の連続性確保に向け、建築物の新築等の際の附置義務駐車場については、必要に応じて敷地外の隔地駐車場への誘導を図るなど、駐車場附置義務条例の見直しについて検討する。~~

また、歩行者の安全性と都市景観の向上のため、無電柱化を進めるとともに、都市の環境美化づくりのため、ポイ捨て・喫煙禁止の推進や年間を通して楽しめる四季折々の花の観光ルート沿道への植栽、中島川・寺町地区をあじさいで彩る「あじさいチャレンジ」、東山手・南山手地区をばらで彩る「ばらチャレンジ」のように地区ごとに基本となる「花」を設定して地区内を彩るといった花のあるまちづくりに取り組み、合わせてまち歩きが楽しめる環境整備を進める。

### 景観計画に基づく良好な景観形成の推進

#### —~~駐車場附置義務条例の見直し検討~~

電線類地中化事業の推進

ポイ捨て・喫煙禁止の推進

花のあるまちづくり事業の推進

まちなみ整備の推進【再掲】

## 魅力ある夜間景観の創造

まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出し、「見られる」側として市街地内の灯りを整備していくとともに、夜景が見渡せる視点場の確保に努める。

市街地灯りの維持・改善検討

観光施設ライトアップの推進

## 夜宿泊滞在型観光の強化

モナコ、香港と共に世界新三大夜景に認定された長崎の魅力ある夜景を活かし、都市の活力につなげていくため、夜景魅力の発信や長崎ランタンフェスティバル、ながさきクリスマスなどの夜型イベントの充実に取り組み、~~夜宿泊滞在型観光の推進を図る。~~

夜型イベントの推進

~~夜宿泊滞在型観光の推進~~

## 公共施設等のデザイン調整

都市景観の形成について、専門家の助言を受けながら調整し、調和のとれた計画・デザインにより質の高い魅力的な都市づくりを進めていくため、環長崎港地域アーバンデザインシステム（長崎県）やながさきデザイン会議（長崎市）を活用し、地域に調和した都市デザインの実

現に取り組む。

アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整

#### 生活環境の充実

まちなかエリアは、働く場として、楽しみ・憩う場として、また暮らす場として多様な生活サービス機能が集積している。今後もこの機能を充実していくため、社会のニーズに応じた施設整備に取り組む。

また、安全で快適な生活環境を確保していくため、市街地再開発事業等の制度を活用し、老朽ビルや低未利用地の敷地共同化、高度利用の取り組みを支援し、さらに、地域福祉や子育て支援施設などの拠点整備について検討するとともに、合わせてオープンスペースの確保と賑わいの創出に努める。

社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討

老朽ビルの更新

低未利用地の有効活用・高度利用

#### 商業の振興

まちなかエリアにおいて、商業は最も主要な機能であるが、周辺部や郊外部での大型商業施設の立地により、商業機能は低下している。また、品揃えや価格などの面での個店魅力の低下、空き店舗増加による賑わいの喪失によって商店街自体の魅力が低下していることも要因の一つとなっている。

そこで、商業の振興を図るため、市街地再開発事業や商店街支援などの制度を活用し、商業施設の更新、各商店や商店街が行う個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗を活用した休憩施設・交流施設等の確保、建物の共同化や再開発の促進などの取り組みを支援する。

クルーズ船受入れの推進

拠点広場等の整備検討

浜んまちエリアマネジメントの推進

商店街のリーダーや担い手の育成

個店の魅力向上

商店街の魅力向上（不足業種の立地促進・営業時間延長の検討

・公共交通利用者への助成・朝市・夜市の実施促進）

—朝市・夜市の実施促進

買い物環境の向上（子ども向け支援施設の情報発信）

空き店舗の活用（チャレンジショップ等による新規出店の促進）

—老朽ビルの更新【再掲】

建物の共同化や再開発による施設更新

#### 新エネルギーの活用

地球環境への負荷を軽減し、温暖化の防止に貢献するため、公共施設や民間施設への太陽光

などの新エネルギーの導入を促進するとともに、限りあるエネルギー資源を大切に利用するため、省エネルギーの取り組みを進める。

新エネルギーの利用推進

省エネルギーの推進

都市の緑化

都市の緑化は、潤いとやすらぎのあるまちづくりを進める上で、また省エネルギー型のまちづくりにも大きな役割を果たすため、民有地の緑化に対する助成制度を活用し、屋上緑化など都市内の緑化を進める。

屋上緑化の推進

敷地内緑化の推進

花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

## 2. 回遊性の充実

周辺地域との交通ネットワークの充実・強化

賑わいの拠点である中心商業地と海の玄関口である松が枝周辺、陸の玄関口である長崎駅周辺との連携を強化するため、~~駐車場と公共交通機関との連携や市役所や県庁など公共施設等の再配置に伴う~~強化及び、市役所や県庁など公共施設等の再配置に伴う施設利用者の利便性確保のため、~~駐車場と公共交通機関との連携や~~運行ルートの見直しなどの検討を進め、交通ネットワークの充実と利便性の向上を図る。

また、現在長崎県交通局により「ながさきお買い物バス」を長崎駅、夢彩都、中央橋を結ぶ路線で運行しているが、長崎駅周辺部での開発、松が枝周辺部での開発完了に合わせ、駅、港、まちなかエリアを周回する交通手段の需要が高まる可能性があることから、これらの拠点を結ぶ周回バスの可能性について検討を進める。

誘導サインの整備・充実

観光バス乗降所の整備検討

電停（新大工町、諏訪神社前）バリアフリー化の推進

拠点周回バスの運行

公共交通機関の運行ルート見直し検討

安全・安心な歩行者動線の充実・強化

松が枝周辺、長崎駅周辺との連携強化やエリア内を歩いて回遊できる環境づくりを進めるため、人を優先にした安全・安心な楽しい歩行者軸の確保を図るなど、歩行者動線の充実・強化を進めるとともに、~~長崎の地形構造上、すべてをバリアフリーにすることは困難なため、歩きやすいルート、傾斜が急なルートなどを明記したサインの充実を図る。~~

また、回遊性向上を図るため、観光客や住民に休憩や語らいの場所を提供できる空間の確保に努めるほか、公衆トイレの快適性向上につながるための取り組みを進める。

銅座川プロムナードの整備

都市計画道路（中通り線、新地町稲田町線、片淵線、本石灰町松が枝町線）の整備  
回遊路の環境整備

長崎駅周辺や松が枝周辺とまちなかエリアをつなぐ動線強化

誘導サインの整備・充実【再掲】

公衆トイレの環境改善

電線類地中化事業の推進【再掲】

トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討

~~交通規制の見直し検討（通過交通の排除）~~ 通過交通の排除（交通規制の見直し検討）

バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進

花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

休憩場所等の確保

さるく観光の充実・強化

市民ガイドによるまち歩きの仕事を活かしてまち歩きのメニューの充実を図るとともに、和華蘭の歴史・文化が随所に残っている「まち」の魅力をさらに掘り起こし、さるく観光のさらなる進化を図る。

長崎さるくの進化

### 3. 国際ゲートウェイ機能の再構築

外国人観光客に対するおもてなしの向上

東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や、歴史を活かした東アジアへの玄関口（ゲートウェイ）としての機能を高めるため、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上を図る。そのため、定期的なおもてなしセミナーの開催、留学生や国際交流員による外国語や文化講座の開催を促進するとともに、観光地や商店街での無線 LAN 環境によるインターネットへのアクセス手段の強化などを進める。

案内表示の多言語化の推進

おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催

商店街での買物利便性の向上

留学生等と連携した案内サービスの推進

インターネット環境の充実促進の検討

外貨交換窓口の設置



## 第4章 重点エリア（まちなか）の整備の主体及び時期に関する事項

### 1. 整備プログラム作成の基本方針

都市基盤施設等の整備プログラムは、整備の節目として以下の段階を想定するが、まちづらプロジェクトで位置づけた主要な事業は、概ね10年で整備を進める。

短期整備プログラム（H26～H29）

中期整備プログラム（H26～H34）

長期整備プログラム（H26～H44）

なお、各期間を通し継続的に行っていくソフト施策について以下のとおりとする。

#### 1) 歴史的資産の保存と活用（第3章施策）

- ・町家をはじめ、歴史的・文化的価値のある建造物などの資産については、長崎市が主体となり、地域の協力を得ながら積極的に掘り起しを進め、所有者と一体となって保存と活用、並びにこれらを活用したまちづくりを推進していく。
- ・まちなみ整備については、長崎市と建物所有者などが一体となり、地区の雰囲気と調和したまちなみ形成を推進していく。

#### 2) 長崎文化の魅力発信（第3章施策）

- ・長崎を代表する「長崎くんち」のお祭りや、海外との長い交流の歴史に基づく和・華・蘭文化が体感できるイベントなどについては、イベント主催者が主体となり、長崎市と一体となり連携してその魅力を情報として発信していく。
- ・ながさきの「食」文化などの魅力については、長崎市と長崎県とが一体となり、飲食関係者などとの連携を図りながら、情報発信を進めていく。
- ・風頭の山麓に立地するお寺の魅力については、長崎市とお寺とが一体となり、歴史や体験、見どころなどの魅力を情報として発信していく。
- ・まちなかの歴史に根付いた特徴ある魅力を後世に伝えるために、住民と長崎市が一体となり、地域コミュニティの維持向上を図る。

#### 3) 良好な景観・環境づくり（第3章施策）

- ・景観形成については、長崎市景観計画（H23.4施行）に基づき、長崎市が主体となり景観形成重点地区を中心に特色のある景観づくりを推進し、長崎市景観基本計画の基本理念である「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」の実現に努める。
- ・ポイ捨て、喫煙禁止については、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例に基づき、市民と事業者、長崎市などが一体となり、都市の環境美化と快適な生活環境づくりを推進していく。
- ・花のあるまちづくり事業については、市民と事業者、長崎市などが一体となり、地域の緑化や環境美化による快適な生活環境の保全と潤いの創出を推進していく。

#### 4) 魅力ある夜間景観の創造（第3章施策）

- ・市街地の灯りについては、長崎市と長崎県とが一体となって、街灯や道路照明灯など公共施設の灯りの維持と改善について検討を進めるとともに、市民や民間事業者の協力も得ながら

灯りの演出についても検討を進める。

- ・観光施設のライトアップについては、観光的な要素もある民間の建造物も含め、長崎市と長崎県、施設所有者とが一体となり、推進していく。

#### 5) 夜宿泊滞在型観光の強化（第3章施策）

- ・長崎ランタンフェスティバルやながさきクリスマスなどの夜型イベントについては、長崎市と関連団体、民間事業者とが一体となり、推進していく。
- ・夜宿泊滞在型観光については、長崎市と長崎県、民間事業者など関係団体とが一体となり、各種情報媒体を活用して世界新三大夜景を積極的に情報発信するなど、宿泊観光消費につながる取り組みを推進していく。

#### 6) 公共施設等のデザイン調整（第3章施策）

- ・公共施設や周辺景観に影響を及ぼす大規模な建築物等の整備、改修等が生じた場合には、長崎県と長崎市とが一体となり、環長崎港地域アーバンデザインシステムや長崎デザイン会議を活用し、周辺地域と調和した都市デザインの実現に努める。

#### 7) 商業の振興（第3章施策）

- ・浜んまちエリアマネジメントについては、地元協議会が主体となり、行政機関とも協力して快適で魅力ある商店街の環境づくりと地域価値の向上につながるものとなるよう努める。
- ・クルーズ船受け入れについては、長崎県と長崎市、関係団体とが一体となり推進していくとともに、各商店街においてはクルーズ船利用者が買い物しやすい環境づくりの向上に努める。
- ・商業の振興につながる人材育成や個店の魅力向上、朝市・夜市などのイベント実施、空き店舗の活用などに加え、核店舗の魅力向上による経営力強化やテナントミックス、建物の共同化や再開発による施設更新、不足業種の立地促進などによる商業機能の強化などについては、地元商店街や経営者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進めていく。

#### 8) さるく観光の充実・強化（第3章施策）

- ・長崎さるくについては、長崎市と長崎国際観光コンベンション協会とが一体となり、さるくガイドの手配や研修、新たなルートやメニュー充実などが連携してまちあるきを実施し、まちの賑わい創出に向けたさるく観光の充実、強化への取り組みを推進していく。

#### 9) 外国人観光客に対するおもてなしの向上（第3章施策）

- ・おもてなしセミナーや外国語講座等については、経済関係団体が主体となり、定期的を開催するなど、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。
- ・商店街での買い物利便性、留学生等と連携した案内サービス、インターネット環境の充実については、商店街や各関係団体が主体となり、留学生などの協力を得ながら外国人の買い物環境サービスの向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。

## 2. 短期整備プログラム

短期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

### 1) 唐人屋敷跡の顕在化(第3章施策)

- ・唐人屋敷象徴門の誘導門、大門と蔵の資料館、まちづくりセンターの整備については、長崎市が主体となり、平成26年度を目標に整備を推進する。
- ・土神堂前広場の整備については、長崎市が主体となり、関係権利者との調整を進めながら平成28年度を目標に整備を推進する。

### ~~2) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)~~

- ~~・駐車場附置義務条例の見直しについては、長崎市が主体となり、平成26年度を目標に検討を進める。~~

### 3) 魅力ある夜間景観の創造(市街地灯りの維持・改善検討)(第3章施策)

関連事項 新エネルギーの活用(省エネルギーの推進)(第3章施策)

- ・市街地の灯りの維持・改善検討については、長崎市が主体となり、平成29年度までの5年間を目標に、既存の街路灯の光源をLED灯へ転換し省電力化を図るとともに、LED化にあたっては夜景にも配慮した上で現在の灯りが維持できるような検討を進める。

### 4) 商業の振興(第3章施策)

- ・イベント等が開催できる拠点広場等については、長崎市と商店街、土地所有者などの関係者が一体となり、確保に向けた検討を進める。

### 5) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

関連事項 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(誘導サインの整備・充実)(第3章施策)

- ・誘導サインについては、長崎市が主体となり、平成29年度までの整備を目標に、まちなかへの案内誘導の仕組みを再検証した上で、既存の案内板・説明板も含め再整備を進める。
- ・電停(新大工町、諏訪神社前)のバリアフリー化については、国が主体となり、長崎市や交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、早急に供用できるよう検討を進める。

### 6) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

- ・都市計画道路の道路整備は、長崎市が主体となり、中通り線は平成25年度、新地町稲田町線は平成29年度を目標に整備を推進する。
- ・回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、市道「浜町伊良林1号線」などの整備を推進する。
- ・公衆トイレの環境改善については、長崎市が主体となり、丸山公園便所、~~馬町便所~~湊公園便所、馬町便所の整備を年次的に行い、高齢者や障害者の方が安心して利用できる多機能ト

イレの整備を推進する。

- ・~~交通規制の見直し（通過交通の排除）~~**通過交通の排除（交通規制の見直し）**については、歩行者の安全確保の上で通過交通の規制**排除**が必要と考えられる個所について、長崎市が主体となり、~~道路構造の改善~~**道路構造の改善等**に取り組み、**必要に応じて**交通管理者と**協議を行いながら**検討を進める。
- ・トイレなどのおもてなし施設を民間事業者が主体となり維持管理する仕組みについては、長崎市が主体となりオーナー制導入の可能性検討を進める。

#### ➤6) 外国人観光客に対するおもてなしの向上（第3章施策）

- ・案内表示の多言語化については、長崎県と長崎市とが一体となり、ガイドや市民、観光客等の意見も参考にしながら、多言語化（日本、英語、韓国語、中国語）未了の案内板、説明板などの整備を引き続き推進する。

### 3. 中期整備プログラム

中期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

#### 1) 生活環境の充実（社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討）（第3章施策）

- ・社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討については、長崎市が主体となり、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの各計画により取り組むとともに、「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、その計画を基に子育て支援施設等の整備検討を進める。

#### 2) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策）

- ・拠点周回バスの運行については、長崎県と長崎市とが一体となり、交通事業者と連携しながら可能性について検討を進める。
- ・公共交通機関の運行ルート見直しについては、長崎県と長崎市とが一体となり、各交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、新市庁舎の完成や新幹線の開業、県庁跡地整備の時期に合わせた運行ができるよう、検討を進める。

#### 3) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化（第3章施策）

- ・回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、市道「浜町伊勢町線」や東古川通り、中島川周辺の回遊路整備を進める。
- ・**長崎駅周辺からまちなかエリアの東西の動線の強化については、長崎市が主体となり、今後の検討の中で主たる動線を特定し、誘導サインの再整備、既存道路の改修・修景整備等を集中的に行う。**
- ・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進については、長崎市が主体となり、長崎県や各交通事業者などと一体となって、平成32年を目標に道路や公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

#### 4. 長期整備プログラム

長期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

##### 1) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)

- ・電線類地中化事業については、主要な歩行者動線を中心に、長崎市が主体となり、継続した5カ年計画に基づき、電力会社など関係機関との調整を図りながら安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上に向け整備を推進していく。

##### 2) 生活環境の充実(第3章施策)

###### 関連事項 商業の振興(第3章施策)

- ・老朽ビルの更新や低未利用地の有効活用、高度利用とこれらに合わせた商業の振興については、土地所有者をはじめとする民間事業者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進める。
- ・建物の共同化や再開発の促進については、土地や建物権利者が主体となり、行政機関と連携しながら実現へ向けた取り組みを進める。

##### 3) 新エネルギーの活用(第3章施策)

- ・新エネルギーの利用推進については、長崎市と民間事業者、市民とが一体となり、安全でクリーンな太陽光などの利用を推進し、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの削減に取り組む。
- ・省エネルギーの推進については、長崎市と民間事業者、市民とが一体となり、省エネルギー機器の導入や節電に取り組むとともに、長崎市においてはECOアクション等の環境行動の徹底、電気自動車の導入などにより、エネルギーの削減を推進する。

##### 4) 都市の緑化(第3章施策)

- ・屋上や敷地内の緑化については、長崎市と市民、事業者とが一体となり、緑化を推進する。

##### 5) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

- ・観光バス乗降所の整備については、長崎市が主体となり、交通管理者、施設管理者と調整しながら、検討を進める。

##### 6) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

- ・銅座川プロムナードや都市計画道路「片淵線」、「本石灰町松が枝町線」の道路整備は、長崎市が主体となり、推進する。
- ・回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、~~シーボルト通り~~動線となる道路の舗装整備などを推進する。
- ・休憩場所等の確保については、長崎市と商店街、経営者などの関係者とが一体となり、確保するとともに、現存施設の維持に努める。

## 5. 整備計画平面図及び整備プログラム

都市基盤施設等の短期・中期・長期整備計画を平面図に示す。

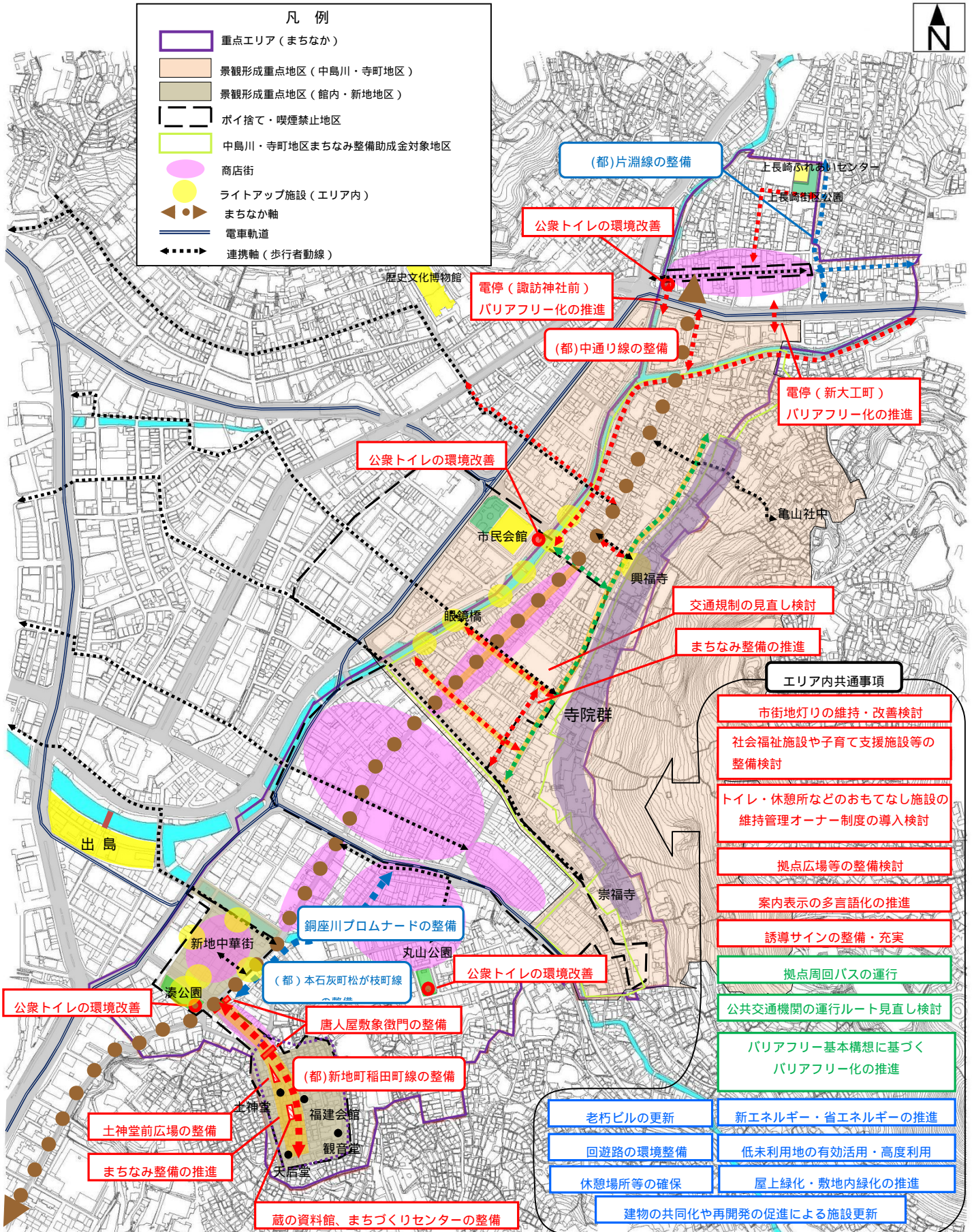


図 16 まちなかエリア整備計画平面図

凡例 赤色：短期整備プログラムの実施事業（H26～H29内の完成を想定）  
 緑色：中期整備プログラムの実施事業（H26～H34内の完成を想定）  
 青色：長期整備プログラムの実施事業（H26～H44内の完成を想定）

また、整備時期は整備プログラム表に示すとおりとする。

| 目標                       | 施策名   | 短期整備期間<br>(平成26年度～平成29年度)            | 中期整備期間<br>(平成26年度～平成34年度) | 長期整備期間<br>(平成26年度～平成44年度) |  |
|--------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| 1<br>都市の<br>魅力の<br>強化    | 歴史的資産の保存と活用   | 町家の保存と活用、歴史的建造物の保存と活用                |                           |                           |  |
|                          |   | まちなみ整備の推進                            |                           |                           |  |
|                          | 唐人屋敷の顕在化  | 唐人屋敷顕在化事業の推進<br>誘導門等                 | 土神堂前広場                    |                           |  |
|                          |   | まちなみ整備の推進                            |                           |                           |  |
|                          | 長崎文化の魅力発信   | 長崎(くんち、や和・華・蘭文化の魅力が体感できるイベント等)での魅力発信 |                           |                           |  |
|                          |   | ながさきの「食」の魅力発信                        |                           |                           |  |
|                          |   | 寺の魅力発信                               |                           |                           |  |
|                          |   | 文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持               |                           |                           |  |
|                          | 良好な景観・環境づくり   | 景観計画に基づく良好な景観形成の推進                   |                           |                           |  |
|                          |   | 電線類地中化事業の推進                          |                           |                           |  |
|                          |   | ポイ捨て・喫煙禁止の推進                         |                           |                           |  |
|                          |   | 花のあるまちづくり事業の推進                       |                           |                           |  |
|                          |   | まちなみ整備の推進                            |                           |                           |  |
|                          | 魅力ある夜間景観の創造   | 市街地灯りの維持・改善検討                        | 街灯のLED化                   |                           |  |
| 観光施設ライトアップの推進            |   |                                      |                           |                           |  |
| 宿泊滞在型観光の強化               | 夜型イベントの推進   |                                      |                           |                           |  |
|                          | 宿泊滞在型観光の推進  |                                      |                           |                           |  |
| 公共施設等のデザイン調整             | アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整                              |                                      |                           |                           |  |
| 生活環境の充実                  | 社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 老朽ビルの更新、低未利用地の有効活用・高度利用   |                                      |                           |                           |  |
| 商業の振興                    | クルーズ船受け入れの推進  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 拠点広場等の整備検討  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 浜なまちエリアマネジメントの推進  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 商店街のリーダーや担い手の育成、個店の魅力向上、商店街の魅力向上、買い物環境の向上、空き店舗の活用、建物の共同化や再開発による施設更新 |                                      |                           |                           |  |
| 新エネルギーの活用                | 建物共同化や再開発による施設更新  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 屋上緑化の推進、敷地内緑化の推進  |                                      |                           |                           |  |
| 都市の緑化                    | 新エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進   |                                      |                           |                           |  |
|                          | 花のあるまちづくり事業の推進  |                                      |                           |                           |  |
| 2<br>回遊性<br>の充実          | 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化  | 誘導サインの整備・充実                          |                           |                           |  |
|                          |   | 観光バス乗降所の整備検討                         |                           |                           |  |
|                          |   | 電停(新大工町、諏訪神社前)バリアフリー化の推進             |                           |                           |  |
|                          |   | 拠点周辺バスの運行                            |                           |                           |  |
|                          |   | 公共交通機関の運行ルート見直し検討                    |                           |                           |  |
|                          |   | 銅座川プロムナードの整備                         |                           |                           |  |
|                          | 安全・安心な歩行者動線の充実・強化   | 都市計画道路の整備<br>中通り線                    | 新地町福田町線                   | 片瀬線、本石灰町松が枝町線             |  |
|                          |   | 回遊路の環境整備<br>浜町伊良林1号線の整備              | 浜町伊勢町線、東古川通り、中島川周辺の回遊路整備  | シーボルト通りなどの回遊路整備           |  |
|                          |   | 長崎駅周辺や松が枝周辺とまちなみエリアをつなぐ動線強化          |                           |                           |  |
|                          |   | 誘導サインの整備・充実                          |                           |                           |  |
|                          |   | 公衆トイレの環境改善<br>丸山公園便所、茶公園便所、馬町便所      |                           |                           |  |
|                          |   | 電線類地中化事業の推進                          | 龍町福田町1号線                  |                           |  |
|                          |   | トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討       |                           |                           |  |
|                          |   | 通過交通の排除(交通規制の見直し検討)                  |                           |                           |  |
| バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進 |   |                                      |                           |                           |  |
| 花のあるまちづくり事業の推進           |   |                                      |                           |                           |  |
| 休憩場所等の確保                 |   |                                      |                           |                           |  |
| さるく観光の充実・強化              | 長崎さるくの進化  |                                      |                           |                           |  |
|                          | 案内表示の多言語化の推進  |                                      |                           |                           |  |
| 外国人観光客に対するおもてなしの向上       | おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催   |                                      |                           |                           |  |
|                          | 商店街での買い物利便性の向上、留学生等と連携した案内サービスの推進、インターネット環境の充実促進の検討、外貨交換窓口の設置       |                                      |                           |                           |  |
|                          |   |                                      |                           |                           |  |

新幹線開業  
(H34)

表 - 3 整備プログラム表

凡例  
 橙色：継続的に実施するソフト施策  
 青色：施設の整備などのハード施策  
 実線：既に予算化されている施策  
 点線：今後予算化していく施策

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理

整備プログラムに位置付けている都市基盤施設の整備やソフト施策については、以下に示す課題について解決を図る。

#### 1) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)

・まちなかの歴史や文化を踏まえ、まちなか軸を中心とした各エリアの個性や魅力を顕在化につながる整備を行う必要がある。

#### 2) 宿泊滞在型観光の強化(第3章施策)

・宿泊滞在型観光の強化にあたっては、観光施設のライトアップや夜型イベントの充実とともに、国内外に向けた積極的な情報発信が必要であり、このことについては、関連団体・民間事業者との連携をより一層深める必要がある。

#### 3) 商業の振興(第3章施策)

・市街地再開発事業や拠点広場等の整備については、行政機関と地元商店街・経営者が緊密に連携する必要がある。

#### 4) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

・拠点周回バスの運行や公共交通機関の運行ルートについては、松が枝周辺や長崎駅周辺とまちなかとの連携強化を図ることに重点を置き、検討を進める必要がある。

#### 5) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

・周辺地域との連携強化やエリア内を安心して回遊することができるようないくつかのルートを想定し、誘導サインのわかりやすさやトイレ・休憩場所等の配置などを検証し、歩く過程を安心して楽しめる環境の整備が必要である。

### 2. 推進体制

まちなかエリア整備計画に掲げている事業を推進するため、「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画に掲げる各プロジェクトの事業化に向けた検討を進めるため設置した「都市再生調整会議(長崎県と長崎市の合同会議)」において各事業の調整を図り、社会経済情勢の変化に伴い、必要な場合に本計画の改訂を行うこととする。

また、情報発信については、ホームページ上の公開だけに止まらず、説明会、イベント等での周知を図り、市民・県民の一層の理解が得られるよう努める。

まちなかエリア整備計画に掲げている事業は「まちぶらプロジェクト」として推進する。

まちなかエリアの賑わい再生には、地域との連携が不可欠であることから、地元自治会や協議会、



NPO 等既存の組織や関係団体と連携により各種事業・施策の推進を図る。

まちなかエリアの景観形成にあたっては、公共空間と民有空間が一体となって良好なまちなみを創出できるよう、長崎市が主体となって調整を行う。

産・学・官の連携による長崎地域の経済活性化を目的として、インバウンドの促進に繋がるまちづくりの方策について検討を進めている「長崎都市経営戦略推進会議」との調整を図る。

民間を中心とする施設整備や建築物整備を支援するために、税制優遇や金融支援が受けられる都市再生緊急整備地域の指定に向けて、県と長崎市が一体となって取り組む。

観光客が利用する施設の整備にあたっては、県、市、商店街、交通事業者が連携して、観光客のニーズの把握に努める。